

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	主要国における青少年のインターネット利用及びその安全の動向並びに論点の整理—SNS の危害に対する主要国の近年の議論及び立法の動向を踏まえて—
他言語論題 Title in other language	Current Issues in Internet Usage and Safety for Children, Adolescents, and Young Adults: Worldwide Commentary on and Legislative Protection against the Negative Effects of Social Media
著者 / 所属 Author(s)	砂田 篤子 (SUNADA Atsuko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 国土交通課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	903
刊行日 Issue Date	2026-3-20
ページ Pages	39-68
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	SNS が青少年のメンタルヘルス等に害を及ぼすとの議論から、SNS 利用年齢制限や事業者への注意義務等が法制化されている。規制手法をめぐっては、表現の自由等の観点から議論がある。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 主要国における青少年のインターネット利用及び その安全の動向並びに論点の整理

—SNS の危害に対する主要国の近年の議論及び立法の動向を踏まえて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
国土交通課 砂田 篤子

## 目 次

はじめに

### I 青少年の SNS の利用状況と問題点

- 1 青少年の SNS の利用状況等
- 2 SNS の仕組みと問題点

### II 日本の青少年ネット環境整備法

- 1 成立から改正まで
- 2 概要
- 3 近時の状況及び議論

### III 諸外国の動向

- 1 オーストラリア
- 2 英国
- 3 EU
- 4 フランス
- 5 米国

### IV 課題と論点

- 1 青少年のインターネット上の安全に関する国際的基準への対応
- 2 SNS が青少年に及ぼす様々な危害への対応
- 3 規制等の手法の在り方

おわりに

キーワード：青少年保護、オンライン安全、SNS、ソーシャルメディア、年齢制限、有害情報  
規制、表現の自由、メンタルヘルス、ソーシャルメディア最低年齢法、2023 年オンラ  
イン安全法、デジタルサービス法、年齢保証

## 要 旨

- ① 青少年のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用率は年々上昇し、情報の授受が容易になる一方、ポルノコンテンツのような従来のインターネット上の有害情報への接触だけでなく、SNSの使用によるメンタルヘルスへの害などが懸念されるようになっている。
- ② 日本の青少年の SNS 利用時間は増加傾向にある。インターネット上の有害情報対策として、日本では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号）による、青少年に好ましくないウェブサイトの閲覧・アプリの使用を制限する機能であるフィルタリングに重点を置いた施策が採られている。
- ③ 海外の状況をみると、オーストラリアでは、2024 年に 16 歳未満の青少年が SNS のアカウントを保有することを禁止する法律が制定され、2025 年 12 月から措置が開始された。対象となる事業者の範囲や年齢の確認の方法などが議論となっている。英国で制定された 2023 年オンライン安全法は、青少年の保護に関する規定があり、青少年がアクセスする可能性が高い SNS を含むネット上のサービスに対し、青少年のリスク評価義務及び青少年を守る安全義務が課されている。米国ではインターネット上の青少年保護のための連邦法案が提出されているが、成立していない。また、インターネット上の青少年保護のための州法の制定が活発であるが、SNS のアカウント保有に年齢制限を課す類の州法は、業界団体からの訴訟により差止め判決が多く出されている。
- ④ SNS が青少年のメンタルヘルスに害を及ぼすという研究は一定程度蓄積されつつあるが、これに対する反論や、十分なエビデンスがないとする研究もあり、見解の一致を見ていない。法律により SNS の利用に年齢制限をかける手法は、(1) 青少年の表現の自由の権利を侵害する、(2) 年齢の確認が正確でない可能性や、プライバシーの懸念もある、(3) 学習や自己表現など SNS のメリットが享受できなくなる、(4) 情報リテラシーを学びながら適切な使い方を学ぶ必要がある、などの理由から反対意見がある。SNS 事業者に対しリスク評価等の法的義務を課す手法は、過剰な削除につながるなどの観点から表現の自由の保護に対する懸念がある。
- ⑤ 青少年のインターネット上のリスクは変化するとともに、新たな知見が得られつつあり、諸外国ではメンタルヘルスに着目した様々な規制が実現されている。これらのリスクを正確に把握するとともに、これに対応するための効果的な手法を検討していくなどの必要があろう。

## はじめに

総務省の2024（令和6）年通信利用動向調査によれば、13歳から19歳までのインターネット利用率は96.9%に上る<sup>(1)</sup>。なかでも同年代におけるソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service: SNS）<sup>(2)</sup>の利用率は88.1%となっており<sup>(3)</sup>、多くの青少年<sup>(4)</sup>がインターネット、なかでもSNSを通じて情報を受領し、発信している状況にあるといえる。

青少年のSNSを含むインターネット利用においては、享受するメリットだけでなく、有害情報への接触や性的被害などの負の側面も併せて観測されるようになってきている。日本では、2008（平成20）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年ネット環境整備法」）が成立し、青少年向けのフィルタリング<sup>(5)</sup>の導入義務付けなどを行っている。他方、近年、諸外国ではオンラインプラットフォーム<sup>(6)</sup>等におけるメンタルヘルスへの危害等を念頭に、これらのサービスを提供する事業者等に対して、利用に年齢制限を課す義務の導入や、青少年を守る安全義務など一定の義務付け等を行う立法が行われる例がある。有識者からは、日本の制度は時代遅れとなっており、見直すべきとの趣旨の指摘もある<sup>(7)</sup>。

そこで、本稿では、青少年のSNSを中心としたインターネットの利用とその安全確保策について、日本の青少年ネット環境整備法の概要を整理した上で、諸外国における近年の議論・立法の動向及び論点を整理する。

## I 青少年のSNSの利用状況と問題点

### 1 青少年のSNSの利用状況等

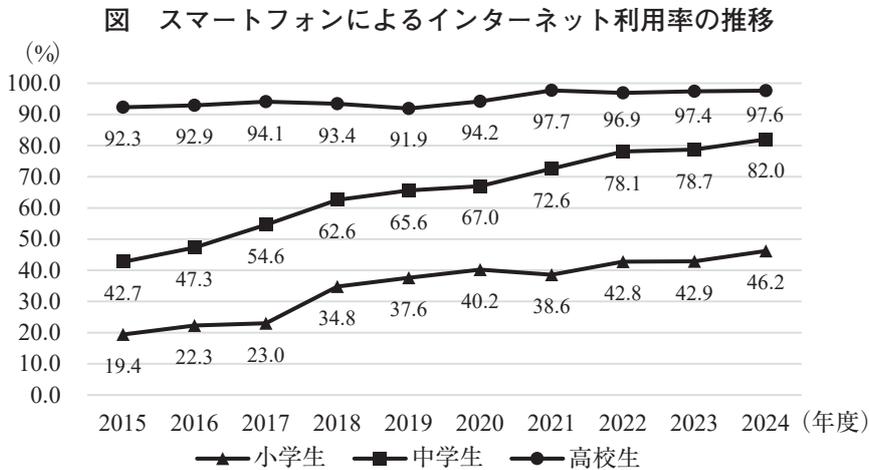
こども家庭庁の調査によると、スマートフォンを通じたインターネット利用率は小学生<sup>(8)</sup>、

---

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026（令和8）年2月17日である。

- (1) 総務省情報流通行政局『令和6年通信利用動向調査報告書（世帯編）』p.19. <[https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR202400\\_001.pdf](https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR202400_001.pdf)>
- (2) SNSには様々な定義が存在するが、本稿では、総務省のソーシャルメディアの定義を参照し、インターネットを利用して、アカウントを作成することができ、誰でも手軽に文章・画像・動画等の情報（コンテンツ）を発信し、相互のやり取りが可能な双方向のメディアを提供するサービスとする（総務省『情報通信白書 平成27年版』2015, p.199. <<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/pdf/n4200000.pdf>>）。本稿ではSNSを提供する事業者をSNS事業者と呼称する。各国の法律でソーシャルメディア企業と記されている場合はソーシャルメディア企業とした。
- (3) 総務省情報流通行政局、前掲注(1), p.31.
- (4) 本稿では18歳未満の者を青少年と呼称する。英語でchild、minors、adolescence等と表記される場合も全て「青少年」とした。ただし、日本の官庁の名称や、海外の法律等の定訳等は場合に応じて「こども」「子ども」「子供」「児童」を用いることもある。
- (5) フィルタリングとは、インターネットにおける情報の閲覧に制限をかけることであり、青少年のアクセスが好ましくないもの（出会い系サイト、有害情報を含むサイト）を表示しないようにすること等に用いられる（神足祐太郎「青少年の情報環境とリスクー石川県・長野県における取組と論点（現地調査報告）―」『レファレンス』796号, 2017.5, p.59. <<https://doi.org/10.11501/10356066>>）。
- (6) ネット広告、ネット市場、検索エンジン、SNS、アプリ市場、決済システム等の広範なネット上の活動の基盤を意味するが（総務省『情報通信白書 平成29年版』2017, p.35. <<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n1300000.pdf>>）、本稿で扱う規制の主な対象はSNS及び検索エンジンである。
- (7) 「若者の心に影響？ SNSに懸念 摂食障害・うつ…関連研究、米「深刻なリスク」」『朝日新聞』2024.4.3.（曾我部真裕・京都大学教授のコメント）
- (8) 対象は満10歳以上。

中学生、高校生<sup>(9)</sup>共に上昇傾向にある（図を参照）。2024（令和6）年度には、高校生の97.6%、中学生の82.0%、小学生の46.2%がスマートフォンを通じてインターネットを利用している<sup>(10)</sup>。



\* 「スマートフォン」とは、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までは「スマートフォン（計）」、2018（平成30）年度以降は「スマートフォン」の数値である。「スマートフォン（計）」の数値は、「スマートフォン」のほか、「いわゆる格安スマートフォン」、「機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン」及び「携帯電話の契約期間が切れたスマートフォン」の全てを含むものである。このため、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までと2018（平成30）年度以降とを直接比較できないことに留意する必要がある。

（注）調査対象は、満10歳から満17歳までの者である。

（出典）『「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書』各年度版。こども家庭庁ウェブサイト <[https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/internet\\_research/results-etc](https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/internet_research/results-etc)>（令和4年度版までは内閣府、令和5年度版以降はこども家庭庁による取りまとめ）を基に筆者作成。

また、利用時間も伸びている。10～17歳の青少年が平日1日平均でスマートフォンを通じてインターネットを利用する時間は、2015（平成27）年度には2時間16分で、3時間以上の利用は33.6%、5時間以上の利用は9.7%であったのに対し、2024（令和6）年度には平日1日平均でスマートフォンを通じてインターネットを利用する時間は3時間5分で、3時間以上の利用は46.9%、5時間以上の利用は18.6%となっている<sup>(11)</sup>。

SNSの利用率をみると、国立青少年教育振興機構の2024（令和6）年の調査では、LINE、Instagram、Facebook、TikTok、YouTube、XなどのSNSを「利用している」と回答した高校生の割合は98.8%で、利用者のうち5時間以上利用する者は平日で8.0%、休日で27.2%であった<sup>(12)</sup>。NTTドコモモバイル社会研究所の2023（令和5）年の調査では、SNS（LINE、X、Instagram、TikTok）の利用状況は、小学校1～3年生で36%、小学校4～6年生で58%、中学生で96%であった<sup>(13)</sup>。

(9) 対象は満17歳以下。

(10) こども家庭庁『令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書』2025, p.24. <[https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/internet\\_research/results-etc/r06](https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/internet_research/results-etc/r06)>

(11) 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『平成27年度 青少年のインターネット利用環境実態調査報告書』2016, p.61.（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h27/net-jittai/pdf/2-1-1-2.pdf>>; 同上, p.45.

(12) 国立青少年教育振興機構『高校生のSNSの利用に関する調査報告書—日本・米国・中国・韓国の比較—』2024, pp.9-11. <<https://www.niye.go.jp/wp-content/uploads/2024/07/zentai-1.pdf>>

(13) NTTドコモモバイル社会研究所編『データで読み解くモバイル利用トレンド—モバイル社会白書— 2024-2025』NTT出版, 2024, p.259. <[https://www.moba-ken.jp/whitepaper/wp24/pdf/wp24\\_all.pdf](https://www.moba-ken.jp/whitepaper/wp24/pdf/wp24_all.pdf)>

このように、スマートフォンによるインターネットや SNS の利用は、青少年にとって、近年より身近なものとなり、かつ長時間化している。

## 2 SNS の仕組みと問題点

一部の SNS (X、Facebook、Instagram、TikTok 等) は、利用に当たり、基本的にアカウントの作成が必要となる。気に入った他のアカウントをフォローすることや、フォローした人物が投稿した文や画像、動画などのコンテンツを閲覧することができる。SNS の基本画面としてタイムライン (フィードともいう。) があり、フォローした人物の投稿などタイムラインに表示されるコンテンツを画面下にスクロールして順番に閲覧していくのが基本的な使い方となる。

タイムラインに表示されるコンテンツや広告は、利用者に合わせて個人化 (パーソナライズ) されている。フォローした人物の投稿のほか、利用者の登録情報や、閲覧履歴、「いいね！」ボタンを押すなどの行動を SNS 側が解析し、利用者の嗜好 (しこう) に適したコンテンツや広告がタイムライン上位に表示される。こうした利用者の属性や嗜好、行動履歴等に合わせたコンテンツ・広告を表示する仕組みをレコメンダーシステム (推薦システム) と呼び、レコメンダーシステムを最適化する仕組みをアルゴリズムと呼ぶ<sup>(14)</sup>。

こうした SNS の仕組みに関して、SNS 事業者は利用者を最も惹 (ひ) きつけるコンテンツに触れさせることを優先するため、利用者が無自覚のうちに虚偽・過激なコンテンツの底なし沼に嵌 (は) まりかねないという懸念が提起されてきた<sup>(15)</sup>。また、フィルターバブル・エコーチェンバー<sup>(16)</sup>により思想が過激化したり、偏向・偏見が強まったりすることが問題視されている<sup>(17)</sup>。

## II 日本の青少年ネット環境整備法

### 1 成立から改正まで

日本における青少年の適切なインターネット利用のための法律として成立したのが青少年ネット環境整備法である。同法は、インターネットの発達・普及に伴う出会い系サイトによる誘引や規制薬物の広告などの違法な情報、性的な内容や暴力的で残忍な内容など青少年にとって有害な情報への接触が問題視されたことなどを背景として、2008 (平成 20) 年の第 169 回国会 (常会) で成立した。同法は、その後、青少年によるインターネットの利用状況の変化に鑑み、2017 (平成 29) 年の第 193 回国会 (常会) で改正された。2008 年の法制定当初、主に

(14) 天野彬『SNS 変遷史—「いいね！」でつながる社会のゆくえ—』イースト・プレス、2019、pp.97-101 等を参考にした。

(15) みずほリサーチ&テクノロジーズデジタルコンサルティング部「レコメンデーションやアルゴリズムに関するルール整備の諸外国動向調査 結果紹介—フィルターバブル等に関する調査等の請負より—」(デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会ワーキンググループ (第 14 回) 資料 WG14-1) 2024.4.12, p.31. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000942292.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000942292.pdf)>

(16) レコメンダーシステムにより欲しい情報だけフィルターを通過し、欲しくない情報が遮断される状況をフィルターバブルという。自分と異なる意見をブロックやミュート等の機能で除外し、自分の価値観に合った意見だけが返ってくるような情報空間をエコーチェンバーという (鳥海不二夫・山本龍彦『デジタル空間とどう向き合うか—情報的健康の実現をめざして—』日経 BP 日本経済新聞出版、2022. pp.72-80.)。

(17) 江口悦弘「見たいものだけが表示される、知らずに飲み込まれるネットのアルゴリズム」『日経クロステック』2024.3.27.

念頭に置かれていたのはいわゆる「ガラケー」<sup>(18)</sup>を通じた携帯電話網経由のインターネット接続であったが、その後、スマートフォンや公衆無線 LAN を経由したインターネット接続の利用が拡大したことを受け<sup>(19)</sup>、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯 ISP」）<sup>(20)</sup>が、スマートフォンを含む携帯電話端末等について、販売時にフィルタリング有効化措置を講じる義務（第 16 条）の新設等の措置が採られた。

## 2 概要

青少年ネット環境整備法は、青少年<sup>(21)</sup>のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講じるとともに、青少年有害情報<sup>(22)</sup>フィルタリングソフトウェア（以下「フィルタリングソフト」）の性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講じることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする（第 1 条）ものである。

①インターネットを適切に活用する能力を青少年が習得すること（第 3 条第 1 項）、②フィルタリングソフト等の使用により青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を少なくすること（同条第 2 項）、③自由な表現活動の重要性等に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うこと（同条第 3 項）、の 3 点を基本理念とする。基本計画の策定（第 2 章）、教育及び啓発活動の推進等（第 3 章）について定めが置かれ、特に、フィルタリングの利用に関する制度（第 4 章）に特徴がある。

### (1) 基本計画の策定

2026（令和 8）年 2 月現在、こども政策推進会議<sup>(23)</sup>が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」）の策定等を担っている。基本計画においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにす

(18) 国内市場のみをターゲットにワンセグやお財布ケータイなど様々な機能を搭載した多種多様な端末を開発・提供するいわゆる「ガラパゴス型携帯」をいう（総務省『情報通信白書 平成 24 年版』2012, p.218. <<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/pdf/n2020000.pdf>>）。「フィーチャーフォン」ともいう。

(19) 「法律解説 国会・内閣 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律—平成二九年六月二三日法律第七五号—」『法令解説資料総覧』435 号, 2018.4, p.25.

(20) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（第 2 条第 8 項）。NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク等の携帯電話事業者をいう。「携帯電話インターネット接続役務」とは携帯電話網などと接続しインターネット上の情報を閲覧できる機能を有する機器からのインターネットへの接続そのものを利用可能とする電気通信サービスであって、青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう（内閣府ほか「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説」2018.1, pp.7-8. こども家庭庁ウェブサイト <[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f71e3886-64d9-4781-9d3a-0d2f07332b82/f97ebf02/policies\\_youth\\_kankyuu\\_internet\\_torikumi\\_hourei\\_doc\\_04.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f71e3886-64d9-4781-9d3a-0d2f07332b82/f97ebf02/policies_youth_kankyuu_internet_torikumi_hourei_doc_04.pdf)>）。

(21) 18 歳に満たない者をいう（青少年ネット環境整備法第 2 条第 1 項）。

(22) インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう（第 2 条第 3 項）。犯罪や自殺の誘引、わいせつな描写、殺人等の陰惨な描写等が例示されている（第 2 条第 4 項）。

(23) 「こども政策推進会議」は、内閣総理大臣を長とする閣僚会議であり、こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たすとされる（「こども政策推進会議」こども家庭庁ウェブサイト <<https://www.cfa.go.jp/councils/suishinkaigi>>）。「こども大綱」とは、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針を定めるものである（「こども大綱」同 <<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>>）。

るための施策についての基本的な方針、教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項、フィルタリングソフトの性能の向上及び利用の普及に係る施策に関する事項等について定め、公表する（第8条）。

## (2) 教育及び啓発活動の推進

青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するため、国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策（第9条第1項）を講じるものとされるほか、家庭におけるフィルタリングソフト利用の普及のための施策（第10条）、インターネットの適切な利用に関する広報啓発活動（第11条）についても定めが置かれている。

## (3) 事業者等の義務（フィルタリング等）

青少年ネット環境整備法では、携帯ISPに対し、契約時に契約相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年であることを確認し（第13条）、青少年である場合には青少年有害情報に接する可能性があること及び青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」）の利用の必要性等について説明することが義務付けられる（第14条）。その上で、原則としてフィルタリングサービスの利用を条件として、そのサービスを提供しなければならない（保護者が希望しない旨の申出をした場合を除く。）（第15条）。また、端末を販売する場合にも青少年有害情報フィルタリングの有効化措置を講じることが義務付けられる（第16条）。

かつては、2008（平成20）年に設立され、第三者機関として活動していた一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」）が、ウェブサイト・アプリの申請を受けて審査・認定を行い、EMAが認定したウェブサイト・アプリについては携帯電話事業者がフィルタリングによるアクセス制限の対象から外すという対応が採られていた。しかし、運営に係るコスト負担の問題から<sup>(24)</sup>、EMAは2018（平成30）年に解散した<sup>(25)</sup>。以後、EMAに代わる第三者機関は設置されておらず、各携帯電話事業者はフィルタリングサービス提供事業者が定める基準及び設定レベルに従ってフィルタリングを実装するにとどまっている<sup>(26)</sup>。

## 3 近時の状況及び議論

### (1) フィルタリングの利用状況

スマートフォンにおけるフィルタリングの利用割合は45.8%（2024（令和6）年度）である<sup>(27)</sup>。「ガラケー」が中心であった2012（平成24）年度時点での携帯電話における利用割合（55%）<sup>(28)</sup>と比較すると低い水準となっている。

フィルタリングサービスの解除理由として、「使えないアプリ・見えないサイトが多すぎる」

<sup>(24)</sup> 太田亮三「EMA事業終了、スマホ時代にキャリアの協力を得られず」2018.4.4. ケータイ Watch website <<https://k-tai.watch.impress.co.jp/docs/news/1115436.html>>

<sup>(25)</sup> 「EMA2018年定時会員総会及び解散のご報告」2018.5.31. 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構ウェブサイト <[https://ema.mcf.or.jp/press/2018/0531\\_01.pdf](https://ema.mcf.or.jp/press/2018/0531_01.pdf)>

<sup>(26)</sup> 水谷瑛嗣郎編『リーディングメディア法・情報法』法律文化社、2022、p.239.

<sup>(27)</sup> スマートフォンにおける使用割合（こども家庭庁 前掲注<sup>(10)</sup>、p.108.）。

<sup>(28)</sup> 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『平成24年度 青少年のインターネット利用環境実態調査報告書』2013.3、p.150.（WARPにより保存されたページ）<<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-jittai/pdf/2-2-1-1.pdf>>

ことが保護者から挙がっている<sup>(29)</sup>。例えば、LINE や YouTube などは、必要な連絡や学習等、様々な態様のコミュニケーション・情報の授受に用いられ得るところ、有害な情報に接する可能性があるとしてフィルタリングの対象とすることは過剰な制限となり得る。

また、有害情報への接触を防ぐフィルタリングという青少年ネット環境整備法のアプローチに対して、SNS 使用に伴うメンタルヘルスへの影響等といった新しいリスクは同法では想定されておらず、現状に合わせた大幅な改正の必要性を指摘する論者もいる<sup>(30)</sup>。

## (2) こども家庭庁における議論

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等について検討を行うため、2008（平成 20）年から「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」が開催されている<sup>(31)</sup>。そして、2024（令和 6）年 11 月に同検討会の下に設置された「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」（以下「青少年 WG」）は、2025（令和 7）年 8 月に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ課題と論点の整理」（以下「課題と論点の整理」）をまとめた<sup>(32)</sup>。「課題と論点の整理」においては、特定の年齢や発達段階にある者の利用コンテンツ等に一律に制限を加えるよりも、年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保するなど、多面的かつ総合的な対応を講じることなどが、基本的方向性として示された<sup>(33)</sup>。同月、こども家庭庁は、関係府省庁が緊密に協力して検討する体制を確保し、必要な政策決定を行うため、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」を設置した。また、青少年ネット環境整備法の改正も検討すると報じられている<sup>(34)</sup>。

## Ⅲ 諸外国の動向

諸外国では、SNS を始めとしたインターネットの危害に対応した青少年保護のための立法措置が採られている。オーストラリアは世界で初めて SNS の利用に関する年齢制限を一律に定めた。英国は、オーストラリアとは異なる手法、すなわち SNS 事業者等に青少年保護の注意義務を課す手法を採用した。EU は、英国と近い手法（SNS 事業者等に対する青少年の安全確保措置の義務付け）を採るほか、ガイドラインで青少年保護に関する具体策を示している。フランスは、EU 加盟国の中で先んじて、オーストラリアに続いて SNS の利用に年齢制限を定めようとしている。米国は SNS 利用における年齢制限等を内容とする州法の制定が盛んに行われているが、それら州法の多くについて、憲法上保障された表現の自由との関係で訴訟が提起されている。

<sup>(29)</sup> 総務省「我が国における青少年のインターネット利用に係るフィルタリングに関する調査」報告書」2021.4, pp.134-137. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000746226.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000746226.pdf)>

<sup>(30)</sup> 『朝日新聞』前掲注(7)

<sup>(31)</sup> 2008（平成 20）年 10 月から 2022（令和 4）年 12 月までの開催は内閣府。2023（令和 5）年 5 月以降の開催はこども家庭庁。

<sup>(32)</sup> 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ課題と論点の整理」2025.8. こども家庭庁ウェブサイト <[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/34f24b94-3332-44ea-af27-9ce6773e9ec9/f94758a4/20250808\\_councils\\_internet-kaigi\\_34f24b94\\_03.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34f24b94-3332-44ea-af27-9ce6773e9ec9/f94758a4/20250808_councils_internet-kaigi_34f24b94_03.pdf)>

<sup>(33)</sup> 同上, p.10.

<sup>(34)</sup> 「子どものネット利用 性的被害防止へ対策強化」『日本経済新聞』2025.8.15.

## 1 オーストラリア

### (1) ソーシャルメディア最低年齢法の成立

オーストラリアでは、2024年に入り、メディアのキャンペーン<sup>(35)</sup>や、民間団体の署名活動<sup>(36)</sup>により、16歳未満の青少年によるSNS利用を禁止する機運が高まった。

2024年9月10日、アルバニージー（Anthony N. Albanese）首相が青少年のSNS利用を禁止する法案を年内に提出すると表明し、「2021年オンライン安全法」<sup>(37)</sup>の一部を改正するための法律案が2024年11月21日に下院に提出され、野党の賛成もあり、同月29日に「2024年オンライン安全（ソーシャルメディア最低年齢）改正法」（以下「ソーシャルメディア最低年齢法」）が成立した<sup>(38)</sup>。親の同意にかかわらず、青少年のSNS利用が禁止されるのは国家レベルでは世界初とされる<sup>(39)</sup>。国際的な市場調査会社であるYouGovが2024年11月26日に公表した世論調査では、77%が16歳未満のSNS利用禁止を支持した<sup>(40)</sup>。

### (2) ソーシャルメディア最低年齢法の内容

#### (i) 概要

ソーシャルメディア最低年齢法では、年齢制限のあるソーシャルメディアプラットフォームのプロバイダ（以下「プロバイダ」）<sup>(41)</sup>は、16歳未満のオーストラリアの青少年<sup>(42)</sup>がアカウントを持つことを防ぐために、合理的措置<sup>(43)</sup>を講じなければならないとされている（第63D条。以下、特に断らない限り本節で参照するのはソーシャルメディア最低年齢法による改正後の2021年オンライン安全法の条番号である。）。法人がこれに違反した場合、15万ペナルティ・ユニット<sup>(44)</sup>（約49億8700万円）以下の民事罰が科される<sup>(45)</sup>。

(35) メディア複合企業であるニューズ・コープ・オーストラリア系のメディアであるデイリー・テレグラフは、「子供らしくさせてあげよう（Let Them Be Kids）」キャンペーンを行い、SNSを介したいじめ等により自死した子供等について報道し、16歳未満の子供がSNSのアカウントを持つことを制限することを呼び掛けた（“Let Them Be Kids.” Dairy Telegraph website <<https://www.dailytelegraph.com.au/news/national/let-them-be-kids/>>）。

(36) 36 months という団体は、ソーシャルメディアの最低利用年齢を13歳から16歳に引き上げる全国キャンペーンを主導し、署名活動により半年で署名が12万7千筆集まった（「子どもとSNS」『朝日新聞』2025.3.23; “36 months.” <<https://www.36months.com/>>）。

(37) Online Safety Act 2021, No.76, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/C2021A00076/latest/text>>

(38) Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Act 2024, No.127, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00127/asmade/text>> ソーシャルメディア最低年齢法の制定経緯及び概要については、内海和美「【オーストラリア】2024年オンライン安全（ソーシャルメディア最低年齢）改正法の制定」『外国の立法』No.302-2, 2025.2, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/14051525>> を参照。

(39) 「豪、SNS16歳未満禁止」『日本経済新聞』2024.11.29.

(40) YouGov, “Support for under-16 social media ban soars to 77% among Australians,” 2024.11.26. <<https://au.yougov.com/politics/articles/51000-support-for-under-16-social-media-ban-soars-to-77-among-australians>>

(41) サービスの唯一の目的又は重要な目的が、2人以上のエンドユーザー間のオンライン上の交流を可能にすることである等と定義されている（2021年オンライン安全法第63C条）。

(42) オーストラリアに通常居住している青少年をいう（第5条）。

(43) 条文上は「合理的措置」の具体的内容は定められておらず、オーストラリアのオンライン安全に関する独立規制機関であるネット安全コミッショナーが2025年9月に業界向けガイダンス（後述）を定めた（“Social media age restrictions.” eSafety Commissioner website <<https://www.esafety.gov.au/about-us/industry-regulation/social-media-age-restrictions/>>）。

(44) ペナルティ・ユニットとはオーストラリアで罰金額を計算するための基準となる金額。1ペナルティ・ユニットは、2024年11月7日以降、330オーストラリアドル（3万3247円。“Penalty units.” Australian Taxation Office website <<https://www.ato.gov.au/individuals-and-families/paying-the-ato/interest-and-penalties/penalties/penalty-units/>>）。1オーストラリアドルは、100.75円（令和8年1月分報告省令レート）

(45) 2021年オンライン安全法第63D条において、民事罰の上限は3万ペナルティ・ユニットとされているが、法人の場合は同法第162条第1項に基づき、規制権限法（Regulatory Powers (Standard Provisions) Act 2014, No.93, 2014）の規定に従い15万ペナルティ・ユニット以下となる（Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, “Social Media Minimum Age-Fact sheet,” p.4. <<https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/social-media-minimum-age-and-age-assurance-trial-fact-sheet-july-2025.pdf>>）。3万ペ

次に、プロバイダが年齢の確認（age assurance. 以下「年齢保証」）<sup>(46)</sup>を伴う合理的措置を講ずるには個人情報収集することになる。また、プロバイダは、合理的措置を講じる目的で収集した個人情報を使用等した後、当該情報を破棄しなければならない（第 63F 条第 3 項第 a 号）。重大な又は繰り返しの違反をした場合は、「1988 年プライバシー保護法」<sup>(47)</sup>第 13G 条が適用され（第 63F 条第 3 項第 b 号）、法人の場合、5000 万オーストラリアドル（50 億 3750 万円）以下の民事罰が科され得る。

プロバイダは、合理的措置を講じるに当たり、政府が発行する身分証明書・デジタル ID<sup>(48)</sup>を利用者から取得すること、又は「2024 年デジタル ID 法」<sup>(49)</sup>における認定サービス<sup>(50)</sup>を利用することは禁じられる（第 63DB 条）。これは、事業者が最低年齢に関する義務を理由に利用者から大量の政府発行の身分証明書を取得することを防ぐためとされる<sup>(51)</sup>。法人がこれに違反した場合、15 万ペナルティ・ユニット以下の民事罰が科され得る。なお、保護者や青少年には罰則はない。

ソーシャルメディア最低年齢法は 2024 年 12 月 11 日に施行されたものの、第 63D 条の規定についてはこの日から 12 か月以内の日から主務大臣が委任立法（notifiable instrument）により定める日とされた（第 63E 条）。この委任立法<sup>(52)</sup>は 2025 年 7 月 29 日に制定され、第 63D 条の発効日が同年 12 月 10 日と定められた<sup>(53)</sup>。

## (ii) 対象となるプラットフォーム

ソーシャルメディア最低年齢法案の審議における下院第 2 読会の通信大臣演説においては、

---

ナルティ・ユニットの民事罰について以下同じ。

<sup>(46)</sup> 年齢の確認について、オーストラリア政府の資料では“age assurance”を用いているため（例えば *ibid.*, p.2.）、本稿ではオーストラリアに関して「年齢保証」の訳語を用いる。なお、本稿では、年齢の確認に関して、原資料に基づき、年齢保証（age assurance）、年齢確認（age verification）、年齢推定（age estimation）等の訳語を使い分ける。米国コンサルタントの報告書によると、これらの用語には「普遍的に認められた法的定義はない」とされるが、年齢保証はある程度の信頼性をもって利用者の年齢を立証、特定又は確認するための様々な方法を包括する用語であるのに対し、年齢確認や年齢推定は年齢保証の一類型である。年齢確認は、政府発行の身分証明書等を用いて利用者の年齢を確認することを意味し、年齢推定は利用者のプロフィール、活動、履歴、顔等のデータを分析して利用者の年齢を推定することを指すとされている（Sarah Forland et al., “Age Verification: The Complicated Effort to Protect Youth Online,” 2024.4, p.10. New America website <[https://d1y8sb8igg2f8e.cloudfront.net/documents/Age\\_Verification\\_The\\_Complicated\\_Effort\\_to\\_Protect\\_Youth\\_Online\\_2024-04-22\\_165\\_bS2AcQ5.pdf](https://d1y8sb8igg2f8e.cloudfront.net/documents/Age_Verification_The_Complicated_Effort_to_Protect_Youth_Online_2024-04-22_165_bS2AcQ5.pdf)>）。

<sup>(47)</sup> Privacy Act 1988, No.89, 1988. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A03712/2019-08-13/text>>

<sup>(48)</sup> オーストラリアでは、日本のマイナンバーカードのような官製の IC カードは発行されず、代わりに政府のアプリである myGovID をインストールしてスマホ又はパソコン上に各自でデジタル ID を生成する（石村耕治「石村 PIJ 代表に CNN ニュース編集局が聞く !! オーストラリアの 2024 年デジタル ID 法を読む（上）Q&A: オーストラリアのスマホ直接搭載デジタル ID—デジタル ID はスマホ直接搭載が世界の流れ—」『CNN ニュース』118 号, 2024.7.11, pp.22-28.）。

<sup>(49)</sup> Digital ID Act 2024, No.25, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00025/latest/text>>

<sup>(50)</sup> 認定サービスとは、特定の種類の認定事業者としての資格において提供される、又は提供されることが企図されているサービスをいう（2024 年デジタル ID 法第 9 条）。例えば、デジタル ID を作成又は管理するために、個人の ID に関する情報を生成、管理、維持又は確認するサービスがある（“Digital ID Act 2024.” Australian Government website <<https://www.digitalidsystem.gov.au/what-is-digital-id/digital-id-act-2024>>）。

<sup>(51)</sup> Senate, “Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024 Supplementary Explanatory Memorandum,” p.1. Parliament of Australia website <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7284\\_ems\\_ca8c5dbacc80-4846-92f5-bea56885dcd/fupload\\_pdf/Supplementary%20EM\\_Online%20Safety%20Amdt%20\(Social%20Media%20Minimum%20Age\)%20Bill%202024.pdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7284_ems_ca8c5dbacc80-4846-92f5-bea56885dcd/fupload_pdf/Supplementary%20EM_Online%20Safety%20Amdt%20(Social%20Media%20Minimum%20Age)%20Bill%202024.pdf)>

<sup>(52)</sup> Online Safety (Day of Effect of Social Media Minimum Age) Instrument 2025. <<https://www.legislation.gov.au/F2025N00628/asmade/text>>

<sup>(53)</sup> “New social media minimum age rules,” 2025.8.6. Department of Infrastructure Transport Regional Development Communications and the Arts website <<https://www.infrastructure.gov.au/department/media/news/new-social-media-minimum-age-rules>>

規制対象となるプラットフォームとして、TikTok、Facebook、Snapchat、Instagram、X等の名が挙げられたが、青少年に教育を提供する等の目的を持って運営されているとしてYouTubeは対象外とされた<sup>(54)</sup>。しかし、2025年6月、ネット安全コミッショナー(eSafety Commissioner)<sup>(55)</sup>が通信大臣に対し、YouTubeには有害コンテンツへの暴露等のリスクがあり、規制対象外とすることは、青少年への危害を減らすというソーシャルメディア最低年齢法の目的と矛盾すると提言した<sup>(56)</sup>。政府は、同年7月、YouTubeをソーシャルメディア最低年齢法の対象に含めると発表した<sup>(57)</sup>。同年11月には更に3つのプラットフォームが対象に追加され、規制対象プラットフォームは10<sup>(58)</sup>となったが、チャット機能を有するゲームのプラットフォームであるRobloxが対象外となった<sup>(59)</sup>ことについて批判の声が上がった<sup>(60)</sup>。オーストラリアの例からは、規制対象とするプラットフォームを特定する場合の難しさがうかがえる。

### (iii) 年齢保証の方法

オーストラリア政府は、独立した適合性評価機関<sup>(61)</sup>に年齢保証技術の有効性等を評価する年齢保証技術試験を主導させた。2025年8月、同試験が終了し、最終報告書がオーストラリア政府に提出された<sup>(62)</sup>。同年9月、ネット安全コミッショナーがプロバイダの義務(「合理的措置」)の実施に関するガイダンスを公表した<sup>(63)</sup>。ガイダンスで提示された年齢保証の方法についてまとめたのが表1である。

ガイダンスでは、特定のタイプの年齢保証を採用することは求めず、年齢推定(Age estimation)<sup>(64)</sup>、年齢推論(Age inference)、年齢確認(Age verification)等の方法が提示された。年齢確認は利用者全員には行う必要はないとされた<sup>(65)</sup>。

<sup>(54)</sup> Authority of The House of Representatives, “House of Representatives Bills Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024 Second Reading Speech,” 2024.11.21, p.8272. Parliament of Australia website <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/28041/0017/hansard\\_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/28041/0017/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

<sup>(55)</sup> オーストラリアのオンライン安全に関する独立規制機関。

<sup>(56)</sup> eSafety Commissioner, “Advice to the Minister for Communications,” 2025.6.19, pp.5-6. Department of Infrastructure Transport Regional Development Communications and the Arts website <<https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/esafety-commissioner-advice-on-draft-online-safety-rules-19-june-2025.pdf>>

<sup>(57)</sup> “Albanese Government protecting kids from social media harms,” 2025.7.30. Prime Minister of Australia website <<https://www.pm.gov.au/media/albanese-government-protecting-kids-social-media-harms>>

<sup>(58)</sup> Facebook, Instagram, Kick, Reddit, Snapchat, Threads, TikTok, Twitch, X及びYouTube (“Which platforms are age-restricted?” eSafety Commissioner website <<https://www.esafety.gov.au/about-us/industry-regulation/social-media-age-restrictions/which-platforms-are-age-restricted>>).

<sup>(59)</sup> 2025年オンライン安全(年齢制限のあるソーシャルメディアプラットフォーム)規則(Online Safety (Age-Restricted Social Media Platforms) Rules 2025. <<https://www.legislation.gov.au/F2025L00889/asmade/text>>)第5条第1項第b号において、オンラインゲームの利用者への提供を唯一又は主たる目的とするプラットフォームは規制の対象外となっている。

<sup>(60)</sup> Robloxを通じて児童の性的虐待や搾取が起きていることが指摘された(David Swan, “Australia’s teen social media ban has a gaming-sized loophole,” *Sydney Morning Herald*, 2025.11.5. <<https://www.smh.com.au/technology/australia-s-teen-social-media-ban-has-a-gaming-sized-loophole-20251105-p5n7v0.html>>).

<sup>(61)</sup> サービス等が法令や規格で定める要求事項を満たしているか否かの適合性を第三者として実証する機関。オーストラリアの年齢保証技術試験は、英国の機関であるAge Check Certification Scheme (ACCS)が主導した。

<sup>(62)</sup> “Report.” Age Assurance Technology Trial website <<https://ageassurance.com.au/report/>> PartA～Kで構成される。

<sup>(63)</sup> eSafety Commissioner, “Social Media Minimum Age: Regulatory Guidance,” 2025.9. <<https://www.esafety.gov.au/sites/default/files/2025-09/eSafety-SMMA-Regulatory-Guidance.pdf?v=1758848209648>>

<sup>(64)</sup> 年齢保証技術試験の報告書では、年齢推定は実施可能とされたものの、16歳前後では不確実性が高まるとされた(Age check Certification Scheme, “Age Assurance Technology Trial: Part D Age Estimation,” 2025.8, pp. i, 11, 43, 52. Age Assurance Technology Trial website <[https://ageassurance.com.au/wp-content/uploads/2025/08/AATT\\_Part\\_D\\_DIGITAL.pdf](https://ageassurance.com.au/wp-content/uploads/2025/08/AATT_Part_D_DIGITAL.pdf)>).

<sup>(65)</sup> *ibid.*, pp.11-14. ネット安全コミッショナーのグラント(Julie Inman Grant)氏は、一律に年齢確認を行う必要がない理由として、企業が既存のデータを使って年齢を信頼性をもって推測できる場合があるためと発言している

表1 ソーシャルメディア最低年齢法のガイダンスにおいて提示された年齢保証方法

年齢保証方法	内容
年齢推定	顔の特徴、声、行動パターンなどの観察可能な特徴に基づき、統計モデルを用いて利用者の年齢を推定する。
年齢推論	生年月日以外の事実について確率的な結論を導き出し、年齢や年代を示唆する。結論は、行動パターン、コンテキストデータ <sup>(注1)</sup> 、デジタルインタラクション <sup>(注2)</sup> 、メタデータその他の情報に基づく。
年齢確認	生年月日についての権威ある典拠を現在の日付と比較し検証することによって、年齢に関する正確な結果を得る。

(注1) 人物像に背景や特性を与えるデータ。

(注2) ウェブ上や SNS における利用者間や利用者システム間の相互作用。

(出典) eSafety Commissioner, “Social Media Minimum Age: Regulatory Guidance,” 2025.9, pp.11-14. <<https://www.esafety.gov.au/sites/default/files/2025-09/eSafety-SMMA-Regulatory-Guidance.pdf?v=1758848209648>> を基に筆者作成。

#### (iv) 事業者の対応

各事業者はソーシャルメディア最低年齢法に対応する動きを見せている。Facebook、Instagram 及び Threads を運営する米メタ (Meta) は、2025 年 12 月 4 日から 16 歳未満の青少年の Facebook、Instagram 及び Threads へのアクセスを制限し、16 歳以上であるにもかかわらずアクセスできない場合等は、同社と無関係な年齢保証ツールを通じて、利用者が政府発行の身分証明書又は自撮り動画を提供することで年齢確認を行うとしている<sup>(66)</sup>。

他方、掲示板型ウェブサイト Reddit の運営会社は、2025 年 12 月 12 日、ソーシャルメディア最低年齢法には従うとしつつも、同法が黙示の政治的言論の自由<sup>(67)</sup>を侵害するため無効であるとして、同法が無効である旨の宣言、大臣が Reddit を「年齢制限付きソーシャルメディアプラットフォーム」に指定することの差止め等を求める訴訟を提起した<sup>(68)</sup>。

## 2 英国

### (1) 2023 年オンライン安全法の成立とその内容

英国では、2017 年にオンラインの危害に関するグリーンペーパー<sup>(69)</sup>を公表し、これを受けて 2019 年にはオンラインの危害に関する白書<sup>(70)</sup>を公表するなど、オンライン上での違法情報の流通等有害な情報の規制に関して、議論が進められてきた。2023 年に成立した「2023 年オンライン安全法」<sup>(71)</sup>は、こうした議論を受けて制定されたものである。同法第 3 部は、利用者

(Renju Jose, “Australia wants ‘minimally invasive’ age checks under teen social media ban,” 2025.9.16. Reuters website <<https://www.reuters.com/business/media-telecom/australia-wants-minimally-invasive-age-checks-under-teen-social-media-ban-2025-09-16/>>).

<sup>(66)</sup> Meta Policy ANZ, “Removing access to Instagram, Threads and Facebook for under 16s in Australia,” *Meta Australia Policy Blog*, 2025.11.19. <<https://medium.com/meta-australia-policy-blog/removing-access-to-instagram-threads-and-facebook-for-under-16s-in-australia-1ab448660c0f>>

<sup>(67)</sup> 黙示の政治的言論の自由とは、政治的自由権に関する明文規定を欠くオーストラリアにおいて判例上認められるようになった憲法解釈であり、政治上の言論活動が既存の法に抵触した際に、司法権が憲法を援用することによって政治的言論の自由を保障してきたことに意義があるとされる (山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情 3』(調査資料 2003-2) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, p.117. <<https://doi.org/10.11501/999538>>).

<sup>(68)</sup> “Application for a Constitutional or Other Writ.” Crikey website <<https://www.crikey.com.au/wp-content/uploads/sites/3/2025/12/Reddit-High-Court-challenge.pdf>>

<sup>(69)</sup> HM Government, “Internet Safety Strategy – Green paper,” 2017.10. GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a8222f2e5274a2e8ab57aed/Internet\\_Safety\\_Strategy\\_green\\_paper.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a8222f2e5274a2e8ab57aed/Internet_Safety_Strategy_green_paper.pdf)>

<sup>(70)</sup> HM Government, “Online Harms White Paper,” 2019.4. GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/605e60c6e90e07750810b439/Online\\_Harms\\_White\\_Paper\\_V2.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/605e60c6e90e07750810b439/Online_Harms_White_Paper_V2.pdf)>

<sup>(71)</sup> Online Safety Act 2023 (c.50) <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50>> 同法に関する日本語の簡潔な紹介と

間サービス (user-to-user service)<sup>(72)</sup>及び検索サービス (以下「第3部サービス」) に対し、違法コンテンツや青少年<sup>(73)</sup>に対する有害な情報等に関する注意義務 (duties of care)<sup>(74)</sup>を課すとともに、英国通信庁 (Office of Communications: Ofcom) が当該注意義務に係る行動規範を策定することとしている。Ofcom は、義務違反者に対しては、仮違反通知 (第130条第1項) を発し、当該通知に従った是正がなされないと確信した場合には、確認決定 (confirmation decision)<sup>(75)</sup>を発することができる (第132条第3項)。確認決定においては、仮違反通知に定められた要件に従うよう要求することができる (同条第5項第a号及び第133条第1項) ほか、最高で1800万ポンド (36億5400万円)<sup>(76)</sup>又は当該違反者が属する企業グループの全世界売上げの10%のいずれか大きい額の制裁金を科すことができる (第132条第5項第b号、第137条第1項、附則第13第4条第1項及び同第5条第3項)。

## (2) 青少年に関する規定

### (i) サービス提供者に対し課される注意義務

青少年の保護の観点から、青少年がアクセスする可能性の高い第3部サービスに対し、注意義務として、青少年のリスク評価義務 (第11条・第28条) 及び青少年を保護する安全義務 (第12条・第29条) が課されている。なお、このリスク評価義務は、違法コンテンツ (illegal content) に対するリスク評価義務 (第9条) 等に追加して課せられることとされている。以下、SNSを含む<sup>(77)</sup>利用者間サービスに関する規定を中心に概観する。

青少年のリスク評価義務には、第9条に定める違法コンテンツに対するリスク評価義務(①事業者がリスク評価を最新の状態に保つための適切な措置を講じる義務 (第3項) 及び②サービスの設計又は運用を大幅に変更する前に追加のリスク評価を実施する義務 (第4項)) に加え、③一定の時期に一定の方法により適切かつ十分な青少年のリスク評価を実施する義務 (第11条第2項)、④青少年のリスク評価を最新の状態に保つための措置を講じる義務 (同条第3項)、⑤サービスの設計又は運営のいずれかの側面について重要な変更を行う前に、当該変更案の影響に関する追加の適切かつ十分な青少年のリスク評価を実施する義務 (同条第4項)、⑥サービスの青少年のリスク評価において、青少年に有害な非指定コンテンツの存在が特定された場

して以下がある。訳語の検討等に当たって参照した。石川智也・澤田文彦「英国オンライン安全法 (Online Safety Act) の解説～その適用範囲と要対応事項の概要～」2023.12.13. 西村あさひ法律事務所ウェブサイト <[https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/europe\\_231213\\_ja.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/europe_231213_ja.pdf)>

(72) 「サービスの利用者が当該サービス上で直接生成し又は当該サービス上にアップロード若しくは共有したコンテンツに、当該サービスの他の1人又は複数の利用者が接する可能性のあるインターネットサービス」(2023年オンライン安全法第3条第1項)

(73) 18歳未満の者をいう (第236条)。

(74) 相当の注意を払う義務。このような義務を怠って他人に危害を及ぼした者は、過失という不法行為の責任を負う (田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, pp.283, 580.)。2023年オンライン安全法の作成に関与したウッズ (Lorna Woods) エセックス大学名誉教授らのレポートによると、同法の注意義務は「1974年労働健康安全法」(Health and Safety at Work Act 1974 (c. 37)) における雇用主と従業員の関係を参考にしており、目的である危害の軽減に焦点を当て、手段の詳細は、ある状況下で解決策を考え出すのに最も適した立場にある者、すなわち注意義務が課せられる企業に委ねる (Lorna Woods and William Perrin, “Online harm reduction – a statutory duty of care and regulator,” 2019.4, p.5. Carnegie UK website <<https://carnegieuk.org/wp-content/uploads/2024/10/Online-harm-reduction-a-statutory-duty-of-care-and-regulator-2.pdf>>)。

(75) 仮違反通知により要求された義務を当該通知の名宛人が遵守していない状態であるという見解を示した上で、是正措置を講じるか、又は制裁金 (penalty) を支払うかのいずれかを命ずる Ofcom による通知をいう (第132条)。

(76) 1ポンドは、203円 (令和8年1月分報告省令レート)

(77) “Guide for services: complying with the Online Safety Act,” 2024.2.27. (Updated 2025.5.21.) Ofcom website <<https://www.ofcom.org.uk/online-safety/illegal-and-harmful-content/guide-for-services>>

合、Ofcom に一定の事項を通知する義務（同条第 5 項）がある。

なお、「青少年のリスク評価」とは、Ofcom がそのリスク評価に基づき作成したリスクプロファイル（第 98 条第 5 項）を踏まえて①青少年にとって有害な各種のコンテンツ（(ii)を参照）に青少年が遭遇するリスクのレベル、②有害コンテンツによりもたらされる青少年に対する危害のリスクのレベル、③サービスの設計が青少年への危害のリスクに及ぼす影響等の事項を評価することをいうとされる（第 11 条第 6 項第 b 号、第 c 号及び第 e 号）。

次に、青少年を保護する安全義務には、①サービスの設計又は運営において、リスク評価で特定された危害のリスクを軽減する措置を講じる義務（第 12 条第 2 項）、②青少年が有害な最優先（primary priority）コンテンツ（(ii)を参照）に遭遇することを防止するために年齢確認又は年齢推定を使用する義務（同条第 3 項第 a 号及び第 4 項）、③青少年を保護する方法を利用規約において明示する義務（同条第 9 項）等がある。加えて、一定規模以上の事業者（カテゴリー 1 サービス）<sup>(78)</sup>には、直近のリスク評価の要旨を利用規約で公開することも義務付けられる（同条第 14 項）。

## （ii）青少年にとって有害なコンテンツ

（i）にいう「青少年にとって有害なコンテンツ」は、①青少年にとって有害な最優先コンテンツ、②青少年にとって有害な優先コンテンツ、③青少年にとって有害なその他のコンテンツに分類される。①には、(a) ポルノコンテンツ、(b) 自殺・自傷を勧め、促進するコンテンツ、(c) 摂食障害を勧め、促進するコンテンツ等が含まれる（第 61 条）。②には、(a) 人種、宗教、性別、性的指向、障害等を標的とする虐待的なコンテンツ、(b) 特定の人種、宗教、性別又は性的指向に該当する人や障害者等への憎悪をあおるコンテンツ、(c) いじめコンテンツ、(d) 人や動物に対する暴力のリアルな描写が含まれるコンテンツなどが含まれる（第 62 条）。③は、①、②以外であって、英国内の相当数の青少年に重大な危害を及ぼすリスクが大きいコンテンツをいう（第 60 条第 4 項及び同第 2 項第 c 号）。

## （3）年齢保証

第 3 部サービスの事業者は、青少年が当該サービスにアクセスする可能性が高いかを評価しなければならない（第 11 条第 2 項等）。アクセス評価においては、年齢保証が用いられることが想定されている<sup>(79)</sup>。Ofcom による第 3 部サービス向けの年齢保証についてのガイダンス<sup>(80)</sup>には、高い効果が期待できる年齢保証の種類等が列挙されており、それらを整理した（表 2）。

<sup>(78)</sup> 次のいずれかの条件を満たす利用者間サービスに適用される。①コンテンツレコメンダーシステムを使用しており、英国の月間アクティブユーザー（月に 1 回以上サービスの利用があった利用者）の平均が 3400 万人（英国人口の約 50% に相当）を超える場合、②利用者が利用者生成コンテンツを他の利用者に転送し、又は他の利用者と共有できる機能があり、コンテンツレコメンダーシステムを使用しており、英国の月間アクティブユーザーの平均が 700 万人（英国人口の約 10% に相当）を超える場合（“The Online Safety Act 2023 (Category 1, Category 2A and Category 2B Threshold Conditions) Regulations 2025 (No.226) § 3. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/226/contents/made>>）。

<sup>(79)</sup> 年齢保証を用いてアクセス評価を行った場合にのみ、当該第 3 部サービス提供者は、青少年が当該サービスを利用することが不可能であると結論付けることができる（Ofcom, “Children’s access assessments Guidance,” 2025.4.24, p.6. <<https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/consultations/category-1-10-weeks/statement-age-assurance-and-childrens-access-childrens-access-assessments-guidance.pdf>>）。

<sup>(80)</sup> Ofcom, “Guidance on highly effective age assurance for Part 3 services,” 2025.4.24. <<https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/consultations/category-1-10-weeks/statement-age-assurance-and-childrens-access/part-3-guidance-on-highly-effective-age-assurance.pdf>>

利用者が青少年であるか否かを効果的かつ正確に判断するため、同ガイダンスでは、第3部サービスの事業者に対して年齢保証のプロセスにおいて満たすよう求める基準として、①技術的正確性、②堅牢性、③信頼性、④公平性の4基準を挙げている<sup>(81)</sup>。

表2 年齢保証の種類

高い効果が期待できる年齢保証の種類	高い効果が期待できない年齢保証の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンバンキング<sup>(注1)</sup></li> <li>・写真付き身分証明書との照合<sup>(注2)</sup></li> <li>・顔年齢推定</li> <li>・携帯電話事業者による年齢確認<sup>(注3)</sup></li> <li>・クレジットカードによる年齢確認<sup>(注4)</sup></li> <li>・電子メールによる年齢推定<sup>(注5)</sup></li> <li>・デジタル・アイデンティティ・サービス<sup>(注6)</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢の自己申告</li> <li>・18歳以上であることを必要としないオンライン決済方法による年齢確認<sup>(注7)</sup></li> <li>・利用規約において18歳未満の利用者の利用禁止を定めること</li> </ul>

- (注1) 銀行が記録している利用者の年齢に関する情報に利用者の同意を得てアクセスする方法。  
 (注2) 過去にアップロードされた写真付き身分証明書から関係する情報を取り込み、IDアップロード時点の利用者の画像と比較することにより、同一人物であることを確認する方法。  
 (注3) 携帯電話事業者が青少年にフィルタリングを適用していることを利用した方法であって、利用者の携帯電話からフィルタリングが解除されているかどうかをチェックすることにより、利用者が18歳以上であるかどうかを確認する。  
 (注4) クレジットカード会社がクレジットカードの申請者が18歳以上であることを確認する義務があることを利用した方法であって、利用者にクレジットカードの情報の入力进行を求め、決済処理会社が発行銀行にカードの有効性を確認するリクエストを送信する。  
 (注5) 利用者が提供したメールアドレスが使用された他のオンラインサービスを分析し、年齢を推定する方法  
 (注6) オンライン上又は対面でのやり取り及び取引において、個人が自分自身を証明することを可能とするデジタル形式の表示をいう。  
 (注7) デビットカードなどの、所有者に18歳以上であることが要求されないカードによる年齢確認など。  
 (出典) Ofcom, "Guidance on highly effective age assurance for Part 3 services," 2025.4.24, pp.8-9. <<https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/consultations/category-1-10-weeks/statement-age-assurance-and-childrens-access/part-3-guidance-on-highly-effective-age-assurance.pdf>> を基に筆者作成。

### 3 EU

#### (1) デジタルサービス法の青少年保護関係規定の内容

欧州連合(European Union: EU)では、2022年10月に採択された「デジタルサービス法」(Digital Services Act: DSA)<sup>(82)</sup>上に青少年の保護に係る義務付けの規定がある。青少年がアクセス可能なオンラインプラットフォームのプロバイダ<sup>(83)</sup>は、青少年のプライバシー、安全、セキュリティを高い水準で確保するための措置を講じるものとされる(第28条第1項)。

また、利用者が青少年であることを認識している場合、プロファイリング<sup>(84)</sup>に基づく広告

(81) *ibid.*, pp.10-11.

(82) Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market for Digital Services and Amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act), OJ L277, 2022.10.27. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R2065>>

(83) オンラインプラットフォームのプロバイダとは、ホスティングサービス(サービスの受け手から提供され、又は受け手からの要求に基づき提供された情報を保存するサービスをいう(DSA第3条第g号(iii))。))であって、当該サービスの受け手の要求に基づき情報を保存し、公衆に配信するもの(主たるサービスの付随的機能である場合等を除く。)のプロバイダをいう(第3条第i号)。

(84) 自然人と関連する一定の個人的側面の評価、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置又は移動に関する側面の分析又は予測のための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の、個人データの自動化された処理をいう(Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (GDPR. 「一般データ保護規則」)第4条第4項. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0679>>。

を表示することは許されない（同条第2項）。もっとも、利用者が青少年であるかどうかを判断するために追加的な個人データの処理を行うことを義務付けるものではない（同条第3項）。

欧州委員会（European Commission）は、第28条第1項の規定の適用を支援するためのガイドラインを発行できる（同条第4項）。この規定に基づき2025年7月に発行された青少年の安全に関するガイドライン<sup>(85)</sup>では、①年齢保証の方法、②青少年の安全のためのサービス設計等について、次のとおり解説する。

## (2) 年齢保証の方法

同ガイドラインでは、(a) 特定の製品又はサービス（例えばアルコール、タバコ及び薬物の販売、ポルノコンテンツ及びギャンブルコンテンツへのアクセスなど）が高いリスクをもたらし、EU法及び国内法を考慮した、より制限的でない方法によっては当該リスクを軽減できない場合や、EU法及び国内法が、EU法に準拠し、特定のサービス等を利用するための最低年齢を規定している場合は、年齢確認<sup>(86)</sup>によるアクセス制限の利用は適正かつ比例的な措置であるとする。また、(b) オンラインプラットフォームの提供者がそのリスク評価において青少年に対する中程度のリスクを特定し、より制限的でない方法によっては当該リスクを軽減できない場合等は、年齢推定が適正かつ比例的な措置であるとする<sup>(87)</sup>。

## (3) 青少年の安全のためのサービス設計等

上記ガイドラインでは、また、青少年がアクセス可能なオンラインプラットフォームの提供者に、(a) 青少年が事前に承認したアカウントのみが、当該青少年のコンテンツ、投稿及びアカウント情報を見ることができる設定等をデフォルトとすること、(b) 無限スクロール機能、動画自動再生機能など、プラットフォームの過度な利用や問題行動、強迫的な行動習慣へと誘導するおそれのある機能に青少年がさらされないようにすること、(c) レコメンダーシステムに関連して、青少年の安全及びセキュリティにリスクをもたらすコンテンツ（ダイエットを促進するコンテンツなど）へのレコメンドに青少年がさらされることを防止するための措置を講じることなどが義務付けられている<sup>(88)</sup>。

## (4) 最近の動向

2025年7月から、デンマーク、フランス、ギリシャ、イタリア及びスペインの5か国において、年齢確認のパイロット版をテスト中である<sup>(89)</sup>。

また、2025年9月、フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen）欧州委員長が講演で、青少年のSNSの禁止措置はEUでも重大な課題であり、多くの加盟国がSNS等の利用に年齢

<sup>(85)</sup> European Commission, “Guidelines on measures to ensure a high level of privacy, safety and security for minors online, pursuant to Article 28(4) of Regulation (EU) 2022/2065,” 2025.7.10. <<https://ec.europa.eu/newsroom/dae/redirection/document/118226>>

<sup>(86)</sup> 欧州委員会は、年齢確認（age verification）は利用者の確実な年齢を提供するのに対し、年齢推定（age estimation）は利用者のおおよその年齢を提供するとしている（*ibid.*, p.15.）。

<sup>(87)</sup> *ibid.*, pp.17, 22-23.

<sup>(88)</sup> *ibid.*, pp.28, 32-33, 37.

<sup>(89)</sup> “Blueprint for an age verification solution to help protect minors online.” European Commission website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/blueprint-age-verification-solution-help-protect-minors-online>>

制限を設ける「デジタル成人年齢」を導入すべきであると考えており、自身もそれに賛同することを述べた。また、オーストラリアの取組を注視し、学んでいくとも発言した<sup>(90)</sup>。

#### 4 フランス

フランスでは、2023年7月、「デジタル成人〔制度〕を創設し、ネットいじめと闘うための2023年7月7日の法律第2023-566号」(以下「デジタル成人法」)<sup>(91)</sup>が公布された。同法には、オンライン・ソーシャル・ネットワーキング・サービスのプロバイダは、親権者の同意がない場合、15歳未満の青少年のアカウント登録を拒否しなければならないとの規定が設けられているが、未施行である<sup>(92)</sup>。

そのような中、2025年11月、「デジタル成人法」の内容を継承した「ソーシャルネットワークの利用によって青少年がさらされるリスクから青少年を保護するための法案」(以下「SNS青少年保護法案」)が議会に提出された<sup>(93)</sup>。提出の背景として、2025年7月に欧州委員会がDSAに基づく青少年の安全に関するガイドライン<sup>(94)</sup>(Ⅲ 3(2)参照)を公表したことが、欧州委員会の立場に大きな転換をもたらし、SNSへのアクセス年齢に関する国内法制化への道を開いたと説明されている<sup>(95)</sup>。

SNS青少年保護法案は2026年1月26日に修正案が下院を通過し、翌日、上院に回付された。修正案は、15歳未満の青少年については、オンラインプラットフォームが提供するオンライン・ソーシャル・ネットワーク・サービスへのアクセスを禁止することを「デジタル経済における信用のための2004年6月21日の法律第2004-575号」<sup>(96)</sup>に新設することなどを内容とする<sup>(97)</sup>。政府は夏休み後の新学期に間に合わせるために審議を急ぐ方針であると報じられている<sup>(98)</sup>。

#### 5 米国

##### (1) 連邦法とこれまでの議論

##### (i) 1996年通信品位法と児童オンライン保護法の制定と議論

米国では、従来、青少年の保護の目的で通信上の有害な表現の規制が試みられてきた。連邦では、1996年2月、「1996年通信品位法」(Communication Decency Act of 1996)<sup>(99)</sup>が制定され、

<sup>(90)</sup> “Speech by President von der Leyen at the high-profile event ‘Protecting Children in the Digital Age,’” 2025.9.24. European Commission website <[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech\\_25\\_2208](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_25_2208)>

<sup>(91)</sup> Loi n° 2023-566 du 7 juillet 2023 visant à instaurer une majorité numérique et à lutter contre la haine en ligne. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047799533>> 同法については、奈良詩織「【フランス】子供のSNS利用制限及びネットいじめ対策に関する法律」『外国の立法』No.297-2, 2023.11, pp.2-3. <<https://doi.org/10.11501/13075730>> を参照した。

<sup>(92)</sup> 同法は、EU法と調和していることを認める旨の欧州委員会からの回答を政府が受理した日から3か月以内のデクレ(政令)で定める日に施行すると規定している(デジタル成人法第7条)。ところが、同法がEU法、特にDSAと調和していないと欧州委員会が判断しているため、このデクレを公布することができず、結局同法は未施行の状態となっている(«La majorité numérique en 6 questions» Vie publique, 2026.1.29. <<https://www.vie-publique.fr/questions-reponses/301805-la-majorite-numerique-en-6-questions>>).

<sup>(93)</sup> Proposition de loi, n° 2107. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/117b2107\\_proposition-loi](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/117b2107_proposition-loi)>

<sup>(94)</sup> European Commission, *op.cit.*<sup>(85)</sup>

<sup>(95)</sup> Proposition de loi, n° 2107, *op.cit.*<sup>(93)</sup>

<sup>(96)</sup> Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT00000801164>>

<sup>(97)</sup> «Proposition De Loi: visant à protéger les mineurs des risques auxquels les expose l'utilisation des réseaux sociaux» 2026.1.26. Assemblée nationale website <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/117t0217\\_texte-adopté-provisoire](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/117t0217_texte-adopté-provisoire)> なお、修正案は提出時から大幅に修正されている。

<sup>(98)</sup> 「仏、15歳未満SNS禁止 法案下院通過、9月にも施行」『日本経済新聞』2026.1.28, 夕刊。

<sup>(99)</sup> 「1996年通信法」(Telecommunications Act of 1996)の第V編「わいせつ及び暴力」は、「1996年通信品位法」として引用可能とされている(1996年通信法第501条)。

相手が18歳未満と知りながらいせつ又は下品な通信を行う者等に対し、10万ドル（1550万円）<sup>(100)</sup>以下の罰金、2年以下の禁錮刑のいずれか又は両方に処すとの規定が置かれた。しかし、この規定は、1997年6月の連邦最高裁判所の判決において、①放送の場合における規制を正当化する理由（電波の有限性、放送の侵襲的な性格）が、インターネットに当てはまらないこと、②「下品な」、「明らかに不快な」という言葉は非常に曖昧であり、萎縮効果をもたらすこと、③成人の表現の自由が制限されるおそれがあることなどから、憲法修正第一条（表現の自由）に反するとして、違憲とされた<sup>(101)</sup>。

翌年の1998年には、インターネット上の商用サイトを対象として、満17歳未満の青少年に「有害な」ものを見せないことを求める「1998年児童オンライン保護法」（Child Online Protection Act of 1998: COPA）が制定されたが、フィルタリングの方が効果も大きくまた制約の度合いが少なくすむので、同法の刑罰規定は必要不可欠な手段とはいえない可能性が高い、として<sup>(102)</sup>、憲法修正第一条などに反するとした違憲判決が最終的に確定した<sup>(103)</sup>。

## （ii）近年の立法と議論の動向

### （a）青少年のSNS利用に対する懸念

2021年、大手SNS企業の元社員が内部告発として、同社内で青少年への危害が認識されていると証言したこと<sup>(104)</sup>を受けて、SNSによる青少年のメンタルヘルス等への影響が改めて議論されるようになった。また、バイデン（Joseph R. Biden）大統領（当時）は、2022年3月と2023年2月の連邦議会における一般教書演説において、青少年のメンタルヘルス問題が深刻であるとして、SNS事業者規制のための新たな法整備に超党派で取り組むよう呼び掛けた<sup>(105)</sup>。2023年5月には、マーシー（Vivek H. Murthy）連邦保健福祉省医務総監（当時）が、「ソーシャルメディアと青少年のメンタルヘルス」と題する勧告<sup>(106)</sup>を発出<sup>(107)</sup>し、その中で青少年のメンタルヘルスと福利を害するSNSの重大なリスクが示唆されているとした。

### （b）立法の動向

上述のような動きを受け、連邦議会にはSNS等の危険性から青少年を保護するための法案

<sup>(100)</sup> 1ドルは、155円（令和8年1月分報告省令レート）。

<sup>(101)</sup> Reno v. ACLU, 521 U.S. 844 (1997). この判決については、山崎治「インターネットにおける表現の自由—米国通信品位法を中心に—」『レファレンス』561号, 1997.10, pp.52-62; 城所岩生『米国通信改革法解説』木鐸社, 2001, pp.195-208, 251-263を参照。人権団体であるアメリカ自由人権協会（American Civil Liberties Union: ACLU）のほか通信事業者も訴訟を起こした。

<sup>(102)</sup> Achcroft v. ACRU, 542 U.S. 656 (2004); 松井茂記『アメリカ憲法入門 第9版』有斐閣, 2023, p.296.

<sup>(103)</sup> 同上

<sup>(104)</sup> “Protecting Kids Online: Testimony from a Facebook Whistleblower,” S.Hrg. 117-769, 2021.10.5, pp.19-21. Congress Gov website <<https://www.congress.gov/117/chrg/CHRG-117shrg54110/CHRG-117shrg54110.pdf>> 上院で元社員を招き公聴会が行われた。米国における近時の動向については、ローラーミカ「【アメリカ】ソーシャルメディア等から児童を保護する法律—連邦法 COPPA 及び新たに制定された州法を中心に—」『外国の立法』No.298, 2023.12, pp.1-32. <<https://doi.org/10.11501/13116450>> を参照した。

<sup>(105)</sup> “Address Before a Joint Session of the Congress on the State of the Union,” March 1, 2022, p.11. govinfo website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202200127/pdf/DCPD-202200127.pdf>>; “Address Before a Joint Session of the Congress on the State of the Union,” February 7, 2023, p.15. *ibid.* <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202300096/pdf/DCPD-202300096.pdf>>

<sup>(106)</sup> 医務総監が発出する「勧告」は、米国国民の即時的な認識及び行動が必要とされる重大な公衆衛生上の課題について、米国国民の注意を喚起し、その対応案を提言する公式声明である（“Social Media and Youth Mental Health: The U.S. Surgeon General’s Advisory,” U.S. Department of Health and Human Services, 2023, p.3. <<https://www.hhs.gov/sites/default/files/sg-youth-mental-health-social-media-advisory.pdf>>）。

<sup>(107)</sup> *ibid.*

が複数提出されている。代表的なものとして、「児童オンライン安全法案」(Kids Online Safety Act: KOSA)がある。同法案は2022年から2023年にかけて3度提出されたが、いずれも成立せず<sup>(108)</sup>、2025年5月にもおおむね同内容の法案が提出された<sup>(109)</sup>。この2025年の法案は、規制の対象となるプラットフォーム<sup>(110)</sup>に、①17歳未満の青少年に対する危害<sup>(111)</sup>の防止を求める注意義務、②青少年に対するセーフガード((a)他者との交流の制限や無限スクロール等強制的な利用をもたらす設計のデフォルトでの制限等、(b)親が子のプライバシー等を管理できる等のペアレンタルツールの提供等)、③青少年に対するセーフガードに関するプラットフォームの方針等の情報開示、④独立した第三者の監査に基づいた公開報告書の発行などを求めている<sup>(112)</sup>。

## (2) 州法制定の動向

各州でもインターネット上の青少年保護のための州法の制定が検討され、成立したものもある。2024年時点では、少なくとも40の州で法案が審議されており、少なくとも50の法案が成立した<sup>(113)</sup>。2025年にも、45の州で少なくとも300の法案が審議中とされている<sup>(114)</sup>。

表3は、米国各州における青少年のインターネット上の安全に関する主な州法をまとめたものである。州法には、A: 青少年のSNS利用に年齢制限をかけるもの、B: 青少年のSNSの中毒性や、中毒性をもたらすアルゴリズム<sup>(115)</sup>に関する規制を主としているものがある。年齢制限・年齢確認が関係する州法に対しては、IT企業の業界団体であるネットチョイス(Netchoice)<sup>(116)</sup>により差止めを求める訴訟が起こされ、憲法修正第一条違反として、多くが差し止められている。

<sup>(108)</sup> S.3663, 117th Cong. (2022); S.1409, 118th Cong. (2023); S.2073, 118th Cong. (2023). 2023年に提出されたS.2073は「児童・青少年オンラインプライバシー保護法改正案」(COPPA 2.0. S.1418, 118th Cong. (2023))を統合して「児童オンライン安全及びプライバシー法案」(Kids Online Safety and Privacy Act: KOSPA)として提出された。KOSPAは上院では可決されたが、廃案となった。

<sup>(109)</sup> S.1748, 119th Cong. (2025). KOSPAとは異なり、COPPA 2.0とは分離し、KOSAとして提出された。

<sup>(110)</sup> インターネットに接続するオンラインプラットフォーム、オンラインビデオゲーム、メッセージングアプリケーション又はビデオストリーミングサービスであって、未成年者が利用する、又は未成年者が利用する可能性が合理的に高いものをいう(S.1748, 119th Cong. (2025) 第101条第3号(A))。

<sup>(111)</sup> メンタルヘルス上の障害(うつ病、摂食障害など)、ネット上のいじめ、性的搾取や虐待等(S.1748, 119th Cong. (2025) 第102条第a項)。

<sup>(112)</sup> S.1748, 119th Cong. (2025)の内容を中心にまとめた。

<sup>(113)</sup> “Social Media and Children 2024 Legislation,” 2024.11.22. National Conference of State Legislatures website <<https://www.ncsl.org/technology-and-communication/social-media-and-children-2024-legislation>>

<sup>(114)</sup> “Social Media and Children 2025 Legislation,” 2025.10.24. National Conference of State Legislatures website <<https://www.ncsl.org/technology-and-communication/social-media-and-children-2025-legislation>>

<sup>(115)</sup> 法文上ではアルゴリズムと直接述べている訳ではないが、報道では、ニューヨーク州法について、「ソーシャルメディアのアルゴリズムを規制する法案を可決した初めての州」とされている(Brian Fung, “New York governor signs bill regulating social media algorithms, in a US first,” 2024.6.20. CNN website <<https://edition.cnn.com/2024/06/20/tech/new-york-hochul-social-media-algorithms-children>>)。

<sup>(116)</sup> アマゾン、メタ、グーグル、X、YouTube、ネットフリックスなどが会員となっている。

表3 米国各州における青少年のインターネット安全利用に関する主な州法

(注1)種類	州・州法	制定年月	概要	施行・訴訟等
A	ユタ州 SB152/HB311	2023年 3月	ソーシャルメディア企業は、①アカウント所有者の年齢確認 [verify the age] を行わなくてはならない、②アカウント所有者が18歳未満の青少年の場合、アカウント保有に当たり親の同意を得なければならない。	訴訟を受け 廃止
A	ユタ州 SB194/HB464 <sup>(注2)</sup>	2024年 3月	ソーシャルメディア企業は、①年齢保証 [age assurance] システムを導入しなければならない、②18歳未満の青少年のアカウントに対しプライバシーを維持するデフォルトの設定を行い、親の同意を得ずに当該設定の変更を許可してはならない。	差止め <sup>(注3)</sup>
A	アーカンソー州 SB396 <sup>(注4)</sup>	2023年 4月	ソーシャルメディア企業は、①第三者機関を利用したアカウント所有者の年齢確認 [age verification] を行わなくてはならない、②アカウント所有者が18歳未満の青少年である場合、アカウント保有に当たり親の同意を得なければならない。	差止め <sup>(注3)</sup>
A	オハイオ州 HB33	2023年 7月	16歳未満の青少年を対象とするオンラインサービス等は、青少年のウェブサービスの利用やアカウント開設に当たり、親の同意を得なければならない。	差止め <sup>(注3)</sup>
A	フロリダ州 HB3	2024年 3月	ソーシャルメディアプラットフォームに、①14歳未満の青少年がアカウントを持つことを禁止、②14歳と15歳の青少年のアカウント保有について親の同意を義務付け。	一部 (①②等) 差止め <sup>(注3)</sup>
B	ニューヨーク州 S7694	2024年 6月	中毒性のあるソーシャルメディアプラットフォームは、①商業的に合理的かつ技術的に実行可能な方法で利用者が18歳未満ではないと判断した場合又は②親の同意がある場合を除いては、18歳未満の青少年に、中毒性のあるフィード <sup>(注5)</sup> を提供してはならない。	未施行
B	カリフォルニア州 SB976	2024年 9月	中毒性のあるインターネット上のサービス等は、利用者が18歳未満の未成年者であることを実際に認識している場合（2027年1月以降は利用者が未成年者であると合理的に判定した場合）や親の同意を得ない場合、中毒性のあるフィード <sup>(注5)</sup> を提供してはならない。	一部差止め (大部分は 施行) <sup>(注3)</sup>

(注1) A: 青少年のSNS利用に年齢制限をかけるもの、B: 青少年に対するSNSの中毒性や、中毒性をもたらすアルゴリズムに関する規制を主としているもの。

(注2) ユタ州議会がSB152/HB311を廃止し、新たに置き換えた法案。

(注3) 2025年12月時点の状況。差止めを求める訴訟が提起されており、判決が確定したことは確認できない。

(注4) 裁判ではAct689、報道ではSB689と引用されることもある。

(注5) オンラインサービス等の利用者によって生成又は共有されたメディアが、逐次的に、ある利用者のデバイスに関連する情報に基づいて当該利用者に表示されるように推薦され、選ばれ又は優先順位付けされるオンラインサービスの一部（ニューヨーク州法典20-45-1500.1; カリフォルニア州健康安全法典HSC 20-24-20000.5(a)）。XやInstagram等のSNSにおいてアルゴリズムに基づいて表示されるタイムラインを指すと考えられる。

(出典) 各州ウェブサイト; 各種報道; Lexis+等を基に筆者作成。

## IV 課題と論点

本章では、青少年のインターネット上の安全を議論するに当たってのOECDによる国際的基準とそれに準じた対応、規制の根拠とされるSNSが青少年に与える危害の事例、対応及び規制をめぐる議論、Ⅲで概観した諸外国の規制等の手法の在り方の整理及び議論をまとめる。

### 1 青少年のインターネット上の安全に関する国際的基準への対応

青少年のインターネット上の安全に関する国際的基準として、インターネットのリスクに対して青少年を保護するための国際的な議論を踏まえ、2012年に「OECD オンライン上の子供の保護勧告」（以下「旧OECD勧告」）<sup>(117)</sup>が策定された。その後、インターネットへの常時接続性が高まり、SNSがネットいじめ、サイバー・グルーミング<sup>(118)</sup>等の温床になるなど、青少

(117) OECD, "Recommendation of the Council on the Protection of Children Online, 2012 Version." <[https://legalinstruments.oecd.org/api/download/?uri=/private/temp/d9c3513a-221e-41ea-975b-b5bb2fe1c424.pdf&name=OECD-LEGAL-0389%20\(2012\)-en.pdf](https://legalinstruments.oecd.org/api/download/?uri=/private/temp/d9c3513a-221e-41ea-975b-b5bb2fe1c424.pdf&name=OECD-LEGAL-0389%20(2012)-en.pdf)>

(118) 成人が未成年の振りをしてSNS等で未成年、主に少女と接触し、信頼関係を築いたうえで、ヌード写真の強要や性的悪戯、最悪の場合、強姦致死などに至る犯罪のことをいう（木川裕「青少年の情報行動リスクの現状と法規制について」『国際ICT利用研究会論文誌』1(1), 2017, p.33. <[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jiiars/1/1/1\\_31/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jiiars/1/1/1_31/_pdf)>）。

年を取り巻くデジタルの環境が変化したことを受け、旧 OECD 勧告が改定され、2021 年に「デジタル環境下の子供に関する OECD 勧告」（以下「新 OECD 勧告」）<sup>(119)</sup> が策定された<sup>(120)</sup>。

新 OECD 勧告は、加盟国に対し、①デジタル環境下の青少年に直接的又は間接的に影響を与える法律を評価し、発展させ、必要に応じて改正すること、②エビデンスに基づく政策を採用することなどを求めている<sup>(121)</sup>。また、新 OECD 勧告は、旧 OECD 勧告が各国政府による青少年保護施策の立案を支援する目的で開発した青少年に対するリスクの分類（旧版）についても改訂した（OECD リスク類型改訂版）<sup>(122)</sup>。その概要は次の表 4 のとおりである。

表 4 OECD 「デジタル環境下の子供：リスク類型改訂版」（2021 年）

リスクの種類	コンテンツリスク (コンテンツを受動的に受け取ることによるリスク)	コンダクトリスク (青少年の行為が他の青少年に与えるリスク)	コンタクトリスク (オンラインで交流する際に発生する被害のリスク)	消費者リスク (個人情報に基づきターゲットされることによるリスク)
横断的なリスク	プライバシーリスク (対人関係、機関 (病院・学校等)、商業利用 (データ追跡)) 先進技術のリスク (AI, IoT, 予測分析、生体認証) 健康とウェルビーイング <sup>(注1)</sup> に関するリスク			
リスクの顕現	ヘイト的なコンテンツ (誹謗 (ひぼう) 中傷、差別等)	ヘイト的な行動 (誹謗中傷、差別等を行う)	ヘイト的な遭遇 (誹謗中傷、差別等の被害に遭う)	マーケティングリスク (違法又は年齢的に不適切な商品、不透明なマーケティング等)
	有害コンテンツ (オンライン詐欺、暴力的・性的な宣伝等)	有害な行動 (ネットいじめを行う)	危害を及ぼす遭遇 (ネットいじめの被害に遭う)	商用プロファイリングリスク (SNS 利用データの広告主による利用等)
	違法コンテンツ (児童の性的搾取、テロ行為の主張等)	違法な行動	違法な遭遇 (性的人身売買、サイバー・グルーミング等)	財務リスク (デジタルアシスタントを通じた無意識の商品注文等)
	偽情報	利用者の生成による問題 的行動 <sup>(注2)</sup> (セクスティング <sup>(注2)</sup> )	他の問題のある遭遇	セキュリティリスク (マルウェアを含むアプリ、フィッシングメール等)

(注 1) 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

(注 2) Sex と texting の混成語で、性的な文章、写真や動画をスマートフォン等で恋人や友人等と送信し合う行為。

(出典) “Children in the Digital Environment: Revised Typology of Risks,” *OECD Digital Economy Papers*, No.302, 2021.1, p.7. <[https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2021/01/children-in-the-digital-environment\\_9d454872/9b8f222e-en.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2021/01/children-in-the-digital-environment_9d454872/9b8f222e-en.pdf)> を基に筆者作成。

OECD リスク類型改訂版によれば、コンテンツリスク等 4 つのリスクの種類があり、それぞれに 4 種類のリスクの顕現がある。これらとは別に、横断的なリスクとして、健康とウェルビーイングに関するリスクなどが挙げられている。4 つのリスクの種類のうち、コンダクトリスクは、旧版にはなかったが、重要かつ増大する懸念として 2021 年の OECD リスク類型改訂版で新たに加わった概念で、青少年が加害者や犯罪者になるリスクを含んでいる。

IT やサイバー法務分野に詳しい弁護士の上沼紫野氏は、上記のリスク類型に関して、「日本の今の法制度、少なくとも法律上の法制度でカバーできているリスクが非常に少ない」と指摘している。具体的には、コンテンツリスクはフィルタリング (受信の制限) で対応できるが、コンダ

(119) OECD, “Recommendation of the Council on Children in the Digital Environment,” [2021.5.31.] <<https://legalinstruments.oecd.org/public/doc/272/272.en.pdf>> 邦訳として、経済協力開発機構編著 (LINE みらい財団監訳、齋藤長行・新垣円訳) 『デジタル環境の子どもたち—インターネットのウェルビーイングに向けて—』明石書店, 2022, pp.13-33 を参照した。

(120) 齋藤長行 『子どものデジタル・ウェルビーイング—最善の利益をめざす国際機関による取り組み—』明石書店, 2023, p.44.

(121) OECD, *op.cit.*(119), pp.9-10.

(122) “Children in the Digital Environment: Revised Typology of Risks,” *OECD Digital Economy Papers*, No.302, 2021.1. <[https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2021/01/children-in-the-digital-environment\\_9d454872/9b8f222e-en.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2021/01/children-in-the-digital-environment_9d454872/9b8f222e-en.pdf)> 邦訳として、経済協力開発機構編著 (LINE みらい財団監訳、齋藤・新垣訳) 前掲注(119), pp.35-70 を参照した。

クトリスク、コンタクトリスクのような「送信の部分は全くノーケアになってい」としている<sup>(123)</sup>。

OECD の勧告には法的拘束力はないが、加盟国による実施が期待される集合的かつ厳密な標準又は目標を定めるものであって、加盟国における長年にわたっての慣行に従い、強い道義的な効力を持つとみなされており<sup>(124)</sup>、政策立案の際には勧告を参照することが求められる<sup>(125)</sup>。

## 2 SNS が青少年に及ぼす様々な危害への対応

SNS については、近年、諸外国において、青少年のメンタルヘルスへの危害の有無についての議論が注目を集めている。日本でも、SNS を通じた性犯罪などの被害やいじめの件数に増加が見られることに加え、性的な広告の表示も懸念材料となっているが、いずれも規制による対応が難しい問題である。

### (1) メンタルヘルスへの危害をめぐる論争

SNS が青少年のメンタルヘルスに危害を及ぼすとの説については、肯定的見解と否定的見解がある。既に紹介した米国・マーシー医務総監（当時）の勧告（Ⅲ 5(1)(ii)(a) 参照）<sup>(126)</sup>においては、SNS が青少年のメンタルヘルスに及ぼす危害に関する調査や研究が紹介されている。例えば、① SNS に 1 日 3 時間以上費やす青少年は、うつや不安の症状を含むメンタルヘルスの悪い結果を経験するリスクが高まる<sup>(127)</sup>、② 14 歳を対象とした研究では、SNS の利用が多いほど、睡眠不足、オンライン上の嫌がらせ、ボディ・イメージ<sup>(128)</sup>の低下、自尊心の低下を媒介して抑うつ症状のスコアが高まる<sup>(129)</sup>、③ 青少年の SNS の利用と睡眠の質の低下、うつ病との間には一貫した関係がある<sup>(130)</sup>、などである<sup>(131)</sup>。このような状況を踏まえ、この勧告では SNS 事業者のプラットフォームに年齢に応じた健康・安全基準<sup>(132)</sup>を設けること、年齢制限の徹底・強化を行うことなどが提言された<sup>(133)</sup>。

米国で 2024 年に発売され、ベストセラーとなった『不安の世代（The Anxious Generation）』<sup>(134)</sup>

<sup>(123)</sup> こども家庭庁成育局安全対策課「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ第 2 回会合議事要旨」[2025.2.12.] pp.16-17. <[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/02dc20e9-a1af-4dd4-ac4f-a4a1a7308146/2ca21972/20250611\\_councils\\_internet-kaigi\\_02dc20e9\\_13.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/02dc20e9-a1af-4dd4-ac4f-a4a1a7308146/2ca21972/20250611_councils_internet-kaigi_02dc20e9_13.pdf)>

<sup>(124)</sup> 日本学術振興会「OECD『公的資金による研究データへのアクセスに関する原則およびガイドライン』」2020, p.7. <<https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-di/data/jigyoo/OECDGuidelines.pdf>>

<sup>(125)</sup> こども家庭庁の青少年 WG においては、OECD リスク類型改訂版を踏まえて議論が行われた。

<sup>(126)</sup> “Social Media and Youth Mental Health: The U.S. Surgeon General’s Advisory,” *op.cit.*<sup>(106)</sup>

<sup>(127)</sup> Kira E. Riehm et al., “Associations Between Time Spent Using Social Media and Internalizing and Externalizing Problems Among US Youth,” *JAMA psychiatry*, vol.76 No.12, 2019, pp.1266, 1271, 1272. <<https://doi.org/10.1001/jamapsychiatry.2019.2325>>

<sup>(128)</sup> ボディ・イメージは、人が自分自身に対して抱くあらゆる価値観であり、個人の行動変容の基盤となる。例えば、過度な身体不満は不必要な減量行動につながり、慢性的なエネルギー・栄養素欠乏につながり得る（「ボディ・イメージに影響をおよぼす要因とその改善に向けた研究」2024.5.10. 女子栄養大学ウェブサイト <<https://www.eiyo.ac.jp/about/sdgs/casestudies/kagawa-body.html>>）。

<sup>(129)</sup> Yvonne Kelly et al., “Social Media Use and Adolescent Mental Health: Findings From the UK Millennium Cohort Study,” *EClinicalMedicine*, vol.6, 2018.12, p.66. <<https://doi.org/10.1016/j.eclinm.2018.12.005>>

<sup>(130)</sup> Rea Alonzo et al., “Interplay between social media use, sleep quality, and mental health in youth: A systematic review,” *Sleep medicine reviews*, vol.56, 2021.4, p.6. <<https://doi.org/10.1016/j.smrv.2020.101414>>

<sup>(131)</sup> “Social Media and Youth Mental Health: The U.S. Surgeon General’s Advisory,” *op.cit.*<sup>(106)</sup>, pp.6, 7, 10.

<sup>(132)</sup> 有害コンテンツからの保護、時間・注意力・関心を最大化しようとする機能の使用制限、睡眠のような健全な発達に不可欠な活動を保護するツールの開発等（*ibid.*, p.15.）。

<sup>(133)</sup> *ibid.*

<sup>(134)</sup> Jonathan Haidt, *The Anxious Generation: How the Great Rewiring of Childhood Is Causing an Epidemic of Mental Illness*,

において、著者である道徳心理学者のハイト（Jonathan Haidt）ニューヨーク大学スターンビジネススクール教授は、2010年から2015年にかけて、欧米等において、青少年のメンタルヘルスが悪化しているというデータ<sup>(135)</sup>を示した。そして、その原因は青少年の社会生活がSNS等の利用を伴うスマートフォン中心へと移ったためであると主張した<sup>(136)</sup>。

こうした意見に対し、心理学を専門とするオジャーズ（Candice L. Odgers）カリフォルニア大学アーバイン校社会生態学部教授は、ハイト氏の著作を次のように批判した<sup>(137)</sup>。SNSの使用がうつ病の原因となるのではなく、既にメンタルヘルスの問題を抱えている青少年が、健康な同年代の青少年よりも頻繁に又は異なる方法でSNSを利用している可能性がある。SNSの利用が精神疾患の蔓延を引き起こすというエビデンスはない。

また、SNSとメンタルヘルスへの危害との因果関係が立証されなかった研究として、米英の10～15歳を対象に調査した結果、SNSやデバイスの変化が、ここ10年の青少年のメンタルヘルスに有害であったという主張は、データでは強くは裏付けられないとする研究<sup>(138)</sup>や、英国の12～15歳を対象に縦断研究を行った結果、12～13歳時にSNS利用時間が長いことと、14～15歳時にメンタルヘルス問題を抱えることとの間には関連があるとのエビデンスはほとんどないとする研究<sup>(139)</sup>などがある。

このように、SNSが青少年のメンタルヘルスに危害を及ぼすという研究は一定程度蓄積されつつあるが、これに対する反論や、危害を及ぼすという十分なエビデンスはないとする研究もあり、見解の一致を見ていない。

日本では、青少年WGの「課題と論点の整理」において、「インターネットを利用することが青少年のウェルビーイングに与える影響について、日本では、特に、アルゴリズムによるリスクを含め、専門的な見地から十分に調査・分析されていない」とされた<sup>(140)</sup>。今後、SNS等の利用が青少年のメンタルヘルスに及ぼす影響についての調査研究の進展が期待される。

## (2) 青少年の犯罪被害の現状と対策

青少年の安全への影響として、SNSを通じて犯罪被害に遭うことが懸念される。ユニセフは、青少年のオンライン安全について、「最も憂慮すべきは、テクノロジーによって促進される性的搾取 [sexual exploitation] と虐待の脅威である」とし<sup>(141)</sup>、欧州議会による委託研究は、「性的勧誘 [sexual solicitation]<sup>(142)</sup>やオンライン上のグルーミングに関するリスクは、青少年のソーシャ

New York: Penguin Press, 2024.

(135) 例えば、米国で12～17歳のうつ気分が2012年から大きく増加している、英国で13～16歳の自傷行為が特に女子において2010年頃から大きく増加した等（*ibid.*, pp.24, 40-41.）。

(136) *ibid.*, p.44.

(137) Candice L. Odgers, “The great rewiring: is social media really behind an epidemic of teenage mental illness?” *Nature*, vol.628, 2024.4.4, pp.29-30. <<https://doi.org/10.1038/d41586-024-00902-2>>

(138) Matti Vuorre et al., “There Is No Evidence That Associations Between Adolescents’ Digital Technology Engagement and Mental Health Problems Have Increased,” *Clinical Psychological Science*, vol.9 issue 5, 2021.9, p.830. <<https://doi.org/10.1177/2167702621994549>>

(139) Ruth Plackett et al., “The Longitudinal Impact of Social Media Use on UK Adolescents’ Mental Health: Longitudinal Observational Study,” *Journal of Medical Internet Research*, vol.25, 2023.3, p.[9]. <<https://doi.org/10.2196/43213>>

(140) 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ 前掲注32, p.19.

(141) “Keeping children safe online.” Unicef website <<https://www.unicef.org/protection/keeping-children-safe-online>>

(142) 青少年がインターネット上で性的な行為や性的な会話をしたり、個人的な性に関する情報を提供したりすることを求められること（Gail Hornor, “Online Sexual Solicitation of Children and Adolescents,” *Journal of Pediatric Health Care*, vol.34 Issue 6, 2020.11・12, p.611. <<https://doi.org/10.1016/j.pedhc.2020.05.008>>）。

ルメディアの利用について最も懸念されていることの1つである」とする<sup>(143)</sup>など、青少年に対する性犯罪を重大なリスクとして懸念を示している。

日本における、SNSに起因して犯罪被害を受けた青少年の数は、表5のとおりである。SNSに起因して犯罪被害を受けた青少年の総数や児童ポルノの被害を受けた青少年の人数<sup>(144)</sup>は、2019（令和元）年をピークに減少傾向にある。しかし、重要犯罪<sup>(145)</sup>に該当する性犯罪である不同意性交等や不同意わいせつの被害を受けた青少年の数は、2023（令和5）年に刑法（明治40年法律第45号）改正があり、それ以前との単純な比較はできないが<sup>(146)</sup>、2024（令和6）年に急増しており、長期的にみても増加傾向にある。

また、2023（令和5）年の刑法改正により、面会要求等罪として、わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、①威迫等の手段を用いて面会を要求する罪（刑法第182条第1項）、②性的な姿勢をとってその映像を送信することを要求する罪（第182条第3項）が新設された。法務省における議論の中で、グルーミングを処罰する規定の検討が提案され、16歳未満の青少年が性被害に遭うことを未然に防止する観点等から新たに設けられたものである<sup>(147)</sup>。2024（令和6）年にはSNSに起因して面会要求等の被害に遭った青少年は、表5では49人となっている。

犯罪心理学が専門の櫻井鼓・追手門学院大学教授によると、SNSの普及によって、悪意を持った大人が不特定多数の青少年にアクセスできるようになり、孤独感につけこんで信頼関係を築くケースが目立つという<sup>(148)</sup>。青少年が自ら見知らぬ大人と交流を行って発生するリスクは、OECDリスク類型改訂版ではコンタクトリスクに該当すると考えられ、従来のフィルタリングでは対応が難しい問題である。

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンなどによる調査では、15～17歳の男性の6.2%、女性の7.9%がグルーミングに関連する経験をしたことがあるという<sup>(149)</sup>。同調査は、対策として、若年層が頻繁に使用するSNSにおける啓発キャンペーンや、ゲーム制作会社からの注意喚起・メッセージによる啓発などを提言している<sup>(150)</sup>。

<sup>(143)</sup> Brian O'Neill, "The influence of social media on the development of children and young people: Research for CULT Committee," 2023.2, p.26. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2023/733109/IPOL\\_STU\(2023\)733109\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2023/733109/IPOL_STU(2023)733109_EN.pdf)>

<sup>(144)</sup> 児童ポルノとは、児童を相手方とする性交等に係る児童の姿態等を描写した電磁的記録等をいい（「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）第2条第3項）、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処される（同法第7条第1項）。

<sup>(145)</sup> 治安情勢を観察する場合に、その指標となる犯罪であり、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいう（「犯罪統計資料（対前年同期比較）」警察庁ウェブサイト <[https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new\\_hanzai07.htm](https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new_hanzai07.htm)>）。

<sup>(146)</sup> 強制性交等罪と準強制性交等罪が統合・再構成されて不同意性交等罪に改められ、構成要件が明確化された。同様に、強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪が統合されて、不同意わいせつ罪となった。その結果、「改正前のそれらの罪によっても本来処罰されるべき行為がよりの確に処罰されるようになり、その意味で、性犯罪に対する処罰が強化されると考えられ」とされている（「性犯罪関係の法改正等 Q&A」2023.7. 法務省ウェブサイト <[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00200.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html)>）。

<sup>(147)</sup> 性犯罪に関する刑事法検討会「性犯罪に関する刑事法検討会」取りまとめ報告書」2021.5, pp.23-24. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001348762.pdf>>; 島本元気「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の概要（その1）『Keisatsu koron』79(1), 2024.1, pp.27-31.

<sup>(148)</sup> 「わいせつを目的、面会要求で処罰」『朝日新聞』2023.6.16.

<sup>(149)</sup> 武田勝彦ほか「若者を対象としたグルーミングに関する調査結果報告書」2024.6, p.21. 特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンウェブサイト <[https://www.childfund.or.jp/blog/wp-content/uploads/2024/06/grooming\\_survey\\_ja.pdf](https://www.childfund.or.jp/blog/wp-content/uploads/2024/06/grooming_survey_ja.pdf)>

<sup>(150)</sup> 男性についてはオンラインゲームを通じた接触が多いことが指摘された（同上, p.8.）。

表5 SNSに起因する犯罪被害を受けた青少年の数 (人)

年	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
総数	1,652	1,736	1,813	1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	1,665	1,486
青少年保護育成条例 <sup>(注1)</sup>	699	662	702	749	844	738	665	583	534	345
児童買春	359	425	447	399	428	311	336	321	290	174
児童ポルノ	507	563	570	545	671	597	657	658	592	414
不同意性交等 <sup>(注2)</sup>	19	13	24	32	49	45	34	49	96	287
不同意わいせつ <sup>(注2)</sup>	9	10	16	12	15	19	17	26	33	102
略取誘拐	9	20	21	42	46	75	86	80	95	66
面会要求等	-	-	-	-	-	-	-	-	6	49
その他 <sup>(注3)</sup>	50	43	33	32	29	34	17	15	19	49

\* SNSとは、本表では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。  
 \*\* SNSに起因する犯罪被害とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害を受けた青少年が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯。  
 (注1) みだらな性行為等。  
 (注2) 不同意性交等及び不同意わいせつは、2023（令和5）年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつであり、単純に2023（令和5）年以前とその人数を比較できない。  
 (注3) 児童福祉法違反、重要犯罪等のうち殺人・強盗・逮捕監禁、性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪。  
 (出典) 警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」2025.3, p.20. <[https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf\\_r6\\_syonenhikoujyokyo.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf_r6_syonenhikoujyokyo.pdf)> を基に筆者作成。

### (3) ネットいじめの増加

日本の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるネットいじめ<sup>(151)</sup>の認知件数の合計は、2023（令和5）年で2万4678件に上り、2014（平成26）年の7,898件と比べて約3.1倍となっている<sup>(152)</sup>。ただし、ネットいじめのみが増加した訳ではなく、いじめの認知件数自体が同時期に3.9倍増加しており、いじめ全体の認知件数が増加した影響で、ネットいじめの認知件数も増加したと見られる。

とはいえ、ネットいじめの認知件数が増加しているのは事実であり、SNSでのネットいじめが自殺につながった例もある<sup>(153)</sup>。2018年のメタ分析<sup>(154)</sup>では、25歳未満でネットいじめの被害を経験した人は、被害経験のない人に比べて、自傷行為をする可能性が2.35倍、自殺未遂を起こす可能性が2.57倍高いことが示されるなど<sup>(155)</sup>、ネットいじめは深刻な問題である。

ネットいじめは、OECDリスク類型改訂版ではコンテンツリスク、コンタクトリスクだけでなく、加害者となる場合には、青少年が不適切な行動を起こしてしまうコンダクトリスクにも

(151) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされること（文部科学省初等中等教育局児童生徒課「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2024.10.31, p.33. <[https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt\\_jidou02-100002753\\_1\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf)>）。

(152) 同上, p.3; 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」について」2016.3.1, p.3. <[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2019/01/04/1412082-26.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/01/04/1412082-26.pdf)>。

(153) 2022（令和4）年に大阪府門真市の中学校3年生が自殺した件に関して、同市の門真市立学校いじめ防止対策審議会が答申した報告書において、SNSでの加害生徒の書き込みがいじめと認定され、いじめが生徒の自死と密接に関係があるとされた（門真市立学校いじめ防止対策審議会「いじめ重大事態調査報告書」2023.12.18, pp.26-43, 64-65. 大阪府門真市ウェブサイト（WARPにより保存されたページ）<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13731724/www.city.kadoma.osaka.jp/material/files/group/49/20240319houkokusyo.pdf>>）。

(154) 同一のテーマについて行われた複数の研究結果を統計的な方法を用いて統合すること、統計的なレビューの手続のことをいう（山田剛史「メタ分析」『社会と調査』25号, 2020.9, p.84. <[https://jasr.or.jp/wp/asr/asrpdf/asr25/asr25\\_060.pdf](https://jasr.or.jp/wp/asr/asrpdf/asr25/asr25_060.pdf)>）。

(155) Ann John et al., “Self-Harm, Suicidal Behaviours, and Cyberbullying in Children and Young People: Systematic Review,” *Journal of Medical Internet Research*, Vol.20 No.4, 2018, p.[9]. <<https://doi.org/10.2196/jmir.9044>>

該当するものであり、フィルタリングでは解決が難しい問題であるといえる。

#### (4) 有害コンテンツへの対応

日本では、わいせつ等の有害なコンテンツからの青少年の保護はフィルタリングにより行われてきた。2025（令和7）年に入り、性的広告（アダルト広告）が青少年も閲覧するウェブサイトなどに表示されることが国会審議で取り上げられた<sup>(156)</sup>。有害なウェブサイトを事前に指定するフィルタリングでは、過程が複雑な<sup>(157)</sup>広告の配信を止めることに限度がある。また、性的広告の内容が違法であるとは言えない場合は表現の自由との兼ね合いがあり、規制は難しい。

2025（令和7）年8月に青少年WGが示した「課題と論点の整理」では、この問題について企業の自主規制を促す方策などが論点として提示された<sup>(158)</sup>。しかし、自主規制では実効性が担保されない<sup>(159)</sup>、悪質な一部の事業者が不適切な広告で利益を追求する状況は変わらない<sup>(160)</sup>との見解もある。

### 3 規制等の手法の在り方

青少年のSNSの利用における安全確保策として様々な法規制が考えられる。まず、規制において考慮すべき表現の自由の法理との関係についての議論を紹介する。次に、具体的な規制として、SNSの利用に年齢制限を課す手法と、SNS事業者にリスク評価等の義務を課す手法を取り上げ、それらに対する評価等について概観する。

#### (1) 青少年の表現の自由とその制限

##### (i) 「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)

日本も批准している「児童の権利に関する条約」(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」)<sup>(161)</sup>は、第13条第1項において、青少年の表現の自由についての権利を保障している<sup>(162)</sup>。一方、同条第2項では、他者の権利又は信用の尊重など限定された目的のために、法律により、第1項の権利の行使について一定の制限を課すことができるとされている<sup>(163)</sup>。

<sup>(156)</sup> 第217回国会参議院予算委員会会議録第9号 令和7年3月18日 pp.14-17. 国会で、いわゆる「エロ広告」について質問が行われたことがメディアで報じられた(「野放しになる「エロ広告」学校のタブレットにも…規制なぜ進まず?」『毎日新聞デジタル』2025.3.27.)。

<sup>(157)</sup> 「運用型」と呼ばれる仕組みでは、閲覧者がウェブサイトに接続するたびに、広告配信業者のネットワーク内でウェブサイトの広告枠に表示する広告の入札が瞬時に行われ、条件に適し、広告料が最高値のものが落札され、広告として配信・表示される。ウェブサイト側は性的広告を除くなどの条件を付けることはできるが、入札から配信まで複数業者が介在するため、条件設定が機能しないこともあるという(浜田萌「電子コミックで配信停止 性的ネット広告 野放し」『読売新聞』2025.7.2.)。

<sup>(158)</sup> 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ 前掲注<sup>(32)</sup>, pp.15-16.

<sup>(159)</sup> 「社説 ネットの性的広告 子ども守る対策が急務だ」『毎日新聞』2025.8.22.

<sup>(160)</sup> 「性的ネット広告 規制盛らず」『毎日新聞』2025.6.24.

<sup>(161)</sup> “Convention on the Rights of the Child.” United Nations website <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/crc.pdf>> 邦訳として、「児童の権利に関する条約」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>> を参照した。

<sup>(162)</sup> 「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」(同上)

<sup>(163)</sup> 「1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。(a) 他者の権利又は信用の尊重 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」(同上)

同条との関係で、国家による規制がどのような範囲で許容されるかについては議論がある。条約制定時の同条に関する審議過程において、青少年保護を目的とする国家による制限を設けることが認められなかった<sup>(164)</sup>ことを理由に、国家によるパターンリスティック<sup>(165)</sup>な制約は許容されないとしながらも、同条約第5条が、青少年の権利行使に関して、その父母等の「適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務」について規定していることから、条約で保障される青少年の表現の自由についても、父母等による一定のパターンリスティックな制約は許容されると解することができるとする説がある<sup>(166)</sup>。他方、同条約の政策論としては、親による保護が指図されていることをもって国家によるパターンリスティックな制約の必要性を全面的に否定しきることは妥当ではないとする説もある<sup>(167)</sup>。

オーストラリアの「ソーシャルメディア最低年齢法案」の審議に当たって提出された「人権適合声明」<sup>(168)</sup>においては、SNSによって引き起こされる危害から青少年を保護する同法案により、「子どもの権利条約」第13条第2項の意味で、青少年の権利と信用を保護できるとしている。また、対象となるサービスが限定されていること、青少年の行為を直接制約するものではないことを指摘して、表現の自由との関係で同法案による制約が青少年保護の目的に対し合理的で必要かつ比例的なものであると結論付けている。

なお、日本におけるSNSの利用年齢制限に関する議論の一例として、例えば、教育学が専門の藤川大祐・千葉大学教授は、「子どもの権利条約」に触れた上で、「年齢を基準にして子どものSNS利用を一律に禁止することは、子どもの権利を制約し過ぎているのではないだろうか。」と指摘している<sup>(169)</sup>。

## (ii) 日本における青少年の表現の自由とその制限

日本国憲法は、表現の自由を保障しており（第21条）、その中には青少年の表現の自由の保障ももちろん含まれるとされる<sup>(170)</sup>。また、青少年のSNS利用と関係する「知る自由」も、その派生原理として当然に導かれるとされる<sup>(171)</sup>。

ただし、成人の「知る自由」と異なり、青少年の「知る自由」は保障の程度が低く見積もられ、規制立法に対する違憲審査の基準が成人に対して緩やかとされる可能性があるとされる<sup>(172)</sup>。例えば、違憲判断の基準についても、成人の場合と比べて多少緩和した形で適用され

<sup>(164)</sup> 米沢広一「市民的自由— [12～16条]」石川稔・森田明編『児童の権利条約—その内容・課題と対応—』一粒社、1995、pp.247-249。

<sup>(165)</sup> 独立能力のない子に対して、親が干渉して面倒をみるようなやり方で、国家や法が私人の行動に干渉することをパターンリズムという（高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第6版』有斐閣、2025、p.1122.）。

<sup>(166)</sup> 藪本知二・安光裕子「子どもの権利条約における情報リテラシーの意義について」『山口県立大学学術情報』12号、2019.3、pp.68-69。<<https://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/yp/1554/files/144743>>

<sup>(167)</sup> 米沢 前掲注<sup>(164)</sup>

<sup>(168)</sup> オーストラリアでは、「2011年人権（議会審査）法」（Human Rights (Parliamentary Scrutiny) Act 2011 No.186）により、法案提出の際に人権適合声明の添付を義務付けており、人権に関する議会同委員会では人権適合声明を手掛かりに各法案の人権適合性（オーストラリアが加盟する国連の人権諸条約に規定される権利・自由との適合性をいう。）を審査する（山田邦夫「オーストラリアの議会制度」『レファレンス』799号、2017.8、p.24。<<https://doi.org/10.11501/10856646>>）。

<sup>(169)</sup> 「子どものSNS規制 世界の潮流」『読売新聞』2025.5.7。

<sup>(170)</sup> 曾我部真裕ほか『情報法概説 第3版』弘文堂、2025、p.361。

<sup>(171)</sup> 最高裁判所大法廷昭和58年6月22日判決 民集第37巻第5号793頁；最高裁判所大法廷平成元年3月8日判決 民集第43巻第2号89頁；芦部信喜『憲法学 3 増補版』有斐閣、2000、pp.261-262。

<sup>(172)</sup> 植村勝慶「表現の自由と青少年保護」大石眞・石川健治編『憲法の争点』有斐閣、2008、p.130。

るとする見解が見られる<sup>(173)</sup>。このような基準の緩和の度合いと「知る自由」の担い手たる青少年の能力との関連については、様々な見解が見られる。例えば、青少年といっても年齢によって判断能力の度合いが異なる点を考慮すべきであり、仮に青少年の自由を制限する場合であっても保護者に判断を委ねる制度であるべきであるとする見解<sup>(174)</sup>や、判断能力がいまだ不十分であり、誤った判断によって重大な不利益を被るおそれがある青少年の保護のための権利制約が具体的にどの程度まで認められるかについては、発達段階や制約される権利の種類などに応じて慎重に判断される必要があるとする見解<sup>(175)</sup>などが見られる。

## (2) 法律により SNS 利用に年齢制限を課す手法

オーストラリア、フランス、米国の一部の州のように SNS の利用に年齢制限をかけたり、英国のように事業者に対して青少年への注意義務を課したりする場合、事業者による年齢保証が必須となる。年齢保証には、SNS 事業者又は事業者と無関係な機関が身分証明書を確認する手法や、顔認証による手法などが想定されている。

年齢保証に伴う問題としては、次のようなものが挙げられる。① SNS にアクセスする全ての者が身元証明のために機密性の高い身元情報を SNS 事業者に提供する必要性が生じる可能性があり、データ漏洩（ろうえい）などのプライバシー侵害が大きな懸念事項となること<sup>(176)</sup>、②顔認証システムが正しく年齢を特定できないことがあること<sup>(177)</sup>、③顔認証システムは、年上の友人や兄姉に代理をしてもらうなどの不正行為が起こる可能性があること<sup>(178)</sup>等である。

法律により SNS の利用に年齢制限を課するという規制手法を採る理由やそのような手法に肯定的な評価をする理由としては、① SNS が青少年のメンタルヘルス（うつ病、摂食障害、自傷行為、自殺等）に悪影響を及ぼしていること<sup>(179)</sup>、②子供の SNS 上の行動を監視するアプリの使用等に親は疲弊しており、明確な年齢制限を設けることで、親たちの負担軽減が期待されること<sup>(180)</sup>等がある。

法律により SNS の利用に年齢制限を課す規制手法に対しては否定的な意見が多く出されている。前述した表現の自由との関係や年齢保証の不確実性やプライバシー等の問題を理由とする意見が多いが、その他の理由としては、① SNS の禁止がメンタルヘルス改善に有効である

(173) 最高裁判所第三小法廷平成元年9月19日判決 刑集43巻8号785頁（伊藤正巳裁判官補足意見）

(174) 松井茂記『インターネットの憲法学 新版』岩波書店、2014、pp.197-198。

(175) 曾我部ほか 前掲注(170)、pp.361-362。

(176) “Explainer: Proposed Social Media Ban for Under-16s in Australia,” 2024.11.21. Australian Human Rights Commission website <<https://humanrights.gov.au/about/news/proposed-social-media-ban-under-16s-australia>>

(177) 本稿Ⅲ1(2)(iii)の年齢推定に関する記述を参照。2025年12月10日にオーストラリアで SNS の利用を16歳以上に制限する措置をした後も、16歳未満の青少年が顔認証により16歳以上と年齢判定され、SNS の利用が可能となっていることが報じられている（Hanan Dervisevic, “Age verification errors see some under-16s retain access to banned social media platforms,” 2025.12.10. ABC website <<https://www.abc.net.au/news/2025-12-10/social-media-ban-day-one-teen-access/106126706>>）。

(178) “How to keep young people safe online,” *Financial Times*, 2024.5.9.

(179) “36 Months,” *op.cit.*(36); Joshua Boscaini, “South Australia is pushing to ban social media access for children under 14, but how would a ban actually work?” 2024.5.13. ABC website <<https://www.abc.net.au/news/2024-05-13/south-australia-children-social-media-ban/103838688>>（マリナスカス（Peter Malinauskas）南オーストラリア州首相の発言。南オーストラリア州は連邦政府より早く SNS の年齢制限の導入の議論を進めていた。）

(180) ソーシャルメディアグループのチザム（James Chisholm）次官補の意見（Senate, “Environment and Communications Legislation Committee,” 2024.11.25, p.44. Parliament of Australia website <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/commsen/28642/toc\\_pdf/Environment%20and%20Communications%20Legislation%20Committee\\_2024\\_11\\_25\\_Official.pdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/commsen/28642/toc_pdf/Environment%20and%20Communications%20Legislation%20Committee_2024_11_25_Official.pdf)>）。

とするエビデンスが弱いこと<sup>(181)</sup>、②青少年が SNS のメリット ((a) 学習に用いたり自分で調べたりする有効な手段<sup>(182)</sup>、(b) 自己表現やコミュニケーション、社会的つながりの場<sup>(183)</sup>、(c) 励まされる場<sup>(184)</sup>、(d) マイノリティにとって孤独感を軽減する場<sup>(185)</sup>) を享受できなくなること、③特定の年齢を境に急に SNS を使うのはリスクがあり、適切な使い方を学びながら段階的に情報リテラシー<sup>(186)</sup>を身に付ける必要があること<sup>(187)</sup>、④青少年が仮想私設網 (Virtual Private Network: VPN)<sup>(188)</sup>や偽アカウント作成等の抜け道を発見し、いたちごっこになる可能性<sup>(189)</sup>があることなどが指摘されている。

日本において、法律により SNS 利用の年齢制限を課す規制を行うことについては、慎重な見方をする識者が多い。憲法学者の山本龍彦・慶應義塾大学教授は「プラットフォームに一定の規制は必要」としながらも、法律で一律に規制をかけることについて「やや急進的で、劇薬だと言える」、「企業活動の自由とのバランスという観点でも問題をはらんでいる。ここまで踏み込むには、負の側面に対する相応のエビデンスが欠かせない」<sup>(190)</sup>とし、社会情報学等が専門の山口真一・国際大学教授は「子どもの権利を奪うことにもつながり慎重であるべきだ」と指摘している<sup>(191)</sup>。また、精神医学が専門の治徳大介・東京科学大学准教授は「一律の使用制限や、家庭任せや企業任せではなく、若年層や保護者向けの教育・啓発の仕組みづくりが必要ではないか」<sup>(192)</sup>と指摘している。

### (3) SNS 事業者にリスク評価等の法的義務を課す手法

英国の 2023 年オンライン安全法は、青少年がアクセスする可能性が高いサービスについて、サービス提供者に対し、注意義務として、青少年のリスク評価義務と青少年を保護する安全義

<sup>(181)</sup> Kelsey L. McAlister et al., "Social Media Use in Adolescents: Bans, Benefits, and Emotion Regulation Behaviors," *JMIR Mental Health*, vol.11, 2024.11, p.[2]. <<https://doi.org/10.2196/64626>>

<sup>(182)</sup> National Academies of Sciences, Engineering and Medicine, *Social Media and Adolescent Health*, Washington DC: The National Academies Press, 2024, p.79. <[https://nap.nationalacademies.org/login.php?record\\_id=27396](https://nap.nationalacademies.org/login.php?record_id=27396)>; 「子供の SNS 規制 賛否」『産経新聞』2024.12.14. (藤川大祐・千葉大学教授のコメント) ただし、SNS の利用に年齢制限を課しても、インターネットから情報を得ることは依然として可能であることを主張する論者もいる。ソーシャルメディア最低年齢法案に関するオーストラリア議会公聴会における臨床心理学者のアインシュタイン (Danielle Einstein) 博士の意見 (Senate, *op.cit.*<sup>(180)</sup>, p.7.)。

<sup>(183)</sup> National Academies of Sciences, Engineering and Medicine, *ibid.*, pp.74-75; 同上; 「山口真一のメディア私評 子どもの SNS 規制だけでなく安全利用へ複合対策を」『朝日新聞』2025.3.14. (山口真一・国際大学教授のコメント)

<sup>(184)</sup> 「子どもの SNS 規制 世界の潮流」前掲注<sup>(180)</sup> (藤川大祐・千葉大学教授のコメント)

<sup>(185)</sup> National Academies of Sciences, Engineering and Medicine, *op.cit.*<sup>(182)</sup>, p.77.

<sup>(186)</sup> 様々な類似語や定義があるが、本稿では、総務省の検討会での議論を経て提示された「これからのデジタル社会において身に付けるべき能力」の内容を情報リテラシーとする。①データや情報、デジタルコンテンツを検索、評価、管理する能力、②デジタル空間において安全を確保する能力、③デジタル技術を通じて他者や社会と関わる能力などをいう (ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会「ICT 活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」2023.6, p.16. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000953689.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000953689.pdf)>。

<sup>(187)</sup> 『朝日新聞』前掲注<sup>(183)</sup>; 「論点 子どもへの SNS 規制」『毎日新聞』2025.2.28. (加納寛子・山形大学准教授のコメント)

<sup>(188)</sup> 暗号化などの技術を用いて、仮想的に専用線のように安全な通信回線を実現する方法 (増井敏克『IT用語図鑑—ビジネスで使える厳選キーワード 256—』翔泳社, 2019, p.208.)。通信遮断の回避に使われることもあり、例えば、英国では青少年にとって有害なコンテンツを提供することが主な目的の第 3 部サービスによる年齢保証が開始した 2025 年 7 月 25 日以降、年齢認証を回避する「抜け道」として、VPN サービスへの登録が急増したと報じられている (「ネット厳格化→「抜け道」利用」『読売新聞』2025.8.7.)。

<sup>(189)</sup> "Explainer: Proposed Social Media Ban for Under-16s in Australia," *op.cit.*<sup>(176)</sup>; 「SNS・動画依存 夢中になる背景は」『朝日新聞』2025.5.11. (治徳大介・東京科学大学准教授のコメント)

<sup>(190)</sup> 「子どもの SNS 規制 日本も検討すべき?」『東京新聞』2024.12.15.

<sup>(191)</sup> 「子どもの SNS 制限 日本も追随すべき?」『東京新聞』2025.12.4.

<sup>(192)</sup> 同上

務を課している。

同法の特徴として、①違法情報だけでなく青少年にとって有害なコンテンツについても定めを置き、青少年が有害コンテンツに遭遇しないようサービス事業者に対応を求めていること(Ⅲ2(2)参照)、②規制手法として、事後的に危害に対処してきた従来のアプローチから、事前にリスクを特定し軽減することで安全を確保することに重点を置くアプローチへ移行していること<sup>(193)</sup>が挙げられる。

OECD リスク類型改訂版の観点からみると、青少年にとって有害なコンテンツなどコンテンツリスクに重点が置かれた対応といえるが、英国の2023年オンライン安全法附則第6(青少年の性的搾取及び虐待に関するコンテンツ)に掲げられた犯罪は「優先犯罪」(priority offence. 2023年オンライン安全法第59条第7項第b号)として特別な関心が払われる<sup>(194)</sup>など、コンタクトリスクにも留意されているといえよう。

英国の2023年オンライン安全法に対する批判的な見解として、事業者が積極的にコンテンツを監視・削除する際に用いる自動化<sup>(195)</sup>へのインセンティブが大きく、表現の自由に対する保護に欠けるといえるものがある<sup>(196)</sup>。

## おわりに

情報環境の変化に伴い、青少年のインターネット上のリスクも変化し、一方では新たな知見が得られつつある。諸外国では、SNSがもたらす青少年のメンタルヘルスへの危害が注目され、SNS利用の年齢制限の導入や、SNS事業者等にリスク評価等の注意義務を課すことなど、青少年を保護するための様々な規制が実現している。

適切な政策により、青少年を保護し、青少年の健全な成長を促進することは重要な価値である一方、規制の在り方によっては、青少年及びそれ以外の者の表現の自由・知る権利への過度な制約となることもあり得る。インターネット又はSNSが青少年に与える危害を正確に把握するとともに、これに対応するために効果的な手法を検討していく必要がある。また、政策の立案及び実施に当たっては、政策立案者、青少年、親や保護者、学校、事業者など様々なステークホルダーが連携しながら積極的に関わっていく必要がある。

(すなだ あつこ)

<sup>(193)</sup> Victoria Nash and Lisa Felton, “Treating the symptoms or the disease? Analysing the UK Online Safety Act’s approach to digital regulation,” *Policy and Internet*, vol.16 Iss.4, 2024.12, p.822. <<https://doi.org/10.1002/poi3.404>>

<sup>(194)</sup> 利用者間サービスに課せられる注意義務の1つであるリスク評価において、優先犯罪の実行又は助長にサービスが利用される危険度の評価等が求められている(2023年オンライン安全法第9条第5項第c号～第e号)。

<sup>(195)</sup> コンテンツを削除するために、AI等を活用して違法コンテンツに該当する画像等を検知・削除するシステム等が使用されることがある。システムによる自動化により、違法でないコンテンツも誤って削除される例がある。また、既存のバイアスを再現する膨大な学習データセットに依存しているため、バイアスを永続化するおそれもある(Open rights Group, “How to fix the Online Safety Act A Rights first approach,” 2025.5, pp.9-13. <[https://www.openrightsgroup.org/app/uploads/2025/05/How\\_to\\_fix\\_the\\_Online\\_Safety\\_Act\\_A\\_Rights\\_first\\_approach.pdf](https://www.openrightsgroup.org/app/uploads/2025/05/How_to_fix_the_Online_Safety_Act_A_Rights_first_approach.pdf)>).

<sup>(196)</sup> *ibid.*, p.4.